

官報号外

平成十七年三月十八日

○国第六十二回 参議院会議録第八号

平成十七年三月十八日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第八号

平成十七年三月十八日

午前十時開議

第一 国務大臣の報告に関する件(「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告について)

第二 地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関する承認を求めるの件

第三 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、日程第一

一、国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

一、日程第一より第四まで

口シアの軍事力は量的に大幅に削減されましたが、我が国周辺の情勢につきましては、極東

平成十七年三月十八日 参議院会議録第八号

國務大臣の報告に関する件(「新防衛計画大綱」及び「新中期防衛力整備計画」に関する報告について)

が、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在しております。また、北朝鮮は、大量破壊兵器あるいは弾道ミサイルの開発、配備、拡散等の軍事的な動きを見せており、地域の安全保障上の重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっております。

さらに、中国は、軍事力の近代化や海洋における活動範囲の拡大などを図っており、その動向には今後も注目していく必要があります。

このような安全保障環境を踏まえ、新防衛大綱は、第一に、安全保障の目標として、我が国に直接脅威が及ぶことを防止、排除することと、国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにしていくことの二つを掲げ、かかる目標を

我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせて達成するとの安全保障の基本方針を明らかにいたしております。

第二に、今後の防衛力については、いわゆる基盤的防衛力構想の有効な部分は継承してまいります。

以下、これらについて御報告を申し上げます。

新防衛大綱は、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方に於いて新たな指針を示すものであります。

これまでの防衛大綱は、策定から十年近くが経過し、今日、我が国を取り巻く安全保障環境には大きな変化が生じております。特に、米国の九・一一テロのような国際テロ組織の活動、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展など、新たな脅威や多様な事態への対応が国際社会の共通の課題となっております。

特に、我が国周辺の情勢につきましては、極東

体的に取り組む等の日米安全保障体制を強化することいたしております。

かかる方針の下、弾道ミサイル、ゲリラや特殊部隊による攻撃、島嶼部に対する侵略等の新たな脅威や多様な事態に実効的に対応することが肝要となります。一方、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されます。したがって、いわゆる冷戦型の防衛力整備構想を転換し、防衛力の本来の役割にかんがみ、最も基礎的な部分は確保しつつも、本格的な侵略事態に備えた装備、要員の抜本的な見直しを行うこととしております。また、国際平和協力活動に適切に取り組むため、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め、所要の体制を整えてまいります。

なお、新防衛大綱は、おおむね十年後までを念頭に置いておりますが、五年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、必要な修正を行います。

次に、新中期防について御報告を申し上げます。

計画の方針については、第一に、本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分を確保しつつ、多機能で彈力的な実効性のある防衛力を効率的に整備いたします。

第二に、防衛行政を担う組織等を見直すとともに、自衛隊の基幹部隊、主要装備等について新たな体制へ早期かつ効率的に移行いたします。

第三に、科学技術の発展に的確に対応しつつ、人的資源の効果的な活用を図りながら、統合運用の強化や情報機能の強化を図ります。

第四に、装備品等の効果的かつ効率的な取得、関係機関や地域社会との協力等、防衛力を支える各種施策を推進いたします。

第五に、日米安全保障体制強化のための各種施策を推進いたします。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄を始めとする在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に努めてまいります。

第六に、各年度の予算編成に際しては、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮し、國の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の一層の効率化、合理化を図り、経費の抑制に努めてまいります。

なお、この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成十六年度価格でおおむね二十四兆二千四百億円程度をめどとし、また、このほかに一千億円を限度として、所要の事業の実施について措置し得るようになっています。

以上、新しい防衛大綱、新しい中期防の下、国民の皆様の信頼にこたえ、國の安全と国民の安心のため、多機能で彈力的な実効性のある防衛力を構築するとともに、国際的な安全保障環境の改善のための施策に取り組んでまいります。また、新たな安全保障環境に適切に対応し得るよう統合運用体制の強化を図り、高度な技術力、情報力、そして質の高い人的基盤に支えられた自衛隊の運用がなし得るよう心掛けてまいる所存であります。

何とぞ、皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。
ありがとうございました。(拍手)

○議長(扇千景君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。浅野勝人君。

(浅野勝人君登壇、拍手)

○浅野勝人君 私は、自由民主党を代表して、新しい防衛計画の大綱について質問いたします。

安保政策はその國のあるべき姿を決めますから、國民一人一人に自らの信念と生きる意味を考えさせて決断を迫ります。国防は軍人の占有物にあらずと述べて、軍部の圧力を抑え、ワシントン条約をまとめて史上まれに見る軍縮を実現した加藤友三郎の戒めをないがしろにした結果が太平洋戦争でした。政治の役割は誠に大きいことを自覚させられます。

去年暮れに決まった防衛計画の大綱は、五年後の見直し規定が新たに設けられていますが、基本的には向こう十年にわたって日本の進路を決定付ける指針となります。

総理は、新しい防衛計画が、これまでの基盤的防衛力構想とどう違うと認識しておいでになるのか、まずお伺いいたします。

マラッカ海峡の海賊の襲撃事件には、世界の治安の悪化が日本の安全に直結していることを知らされました。シーレーン対策と被害者の救出について、じかに総理からお聞かせいただきたいと存じます。

北朝鮮は、日本全域が射程に入るノドンミサイルを二百発保有しているという情報があります。弾道ミサイルの脅威は、日本にとって今日、そこにある危機であります。仮に日本を攻撃する目的でノドンが飛んできた場合、個別の自衛権を行使して迎撃できます。ところが、グアムやハワイに向けてテボドンが発射され、日本の領空を通過する場合、憲法は集団的自衛権を認めていませんから、一切出手しはできません。同盟国アメリカへ向けて飛んでいくミサイルを見上げているだけというのも、それで済むのかという思いがいたしました。

○議長(扇千景君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。浅野勝人君。

(浅野勝人君登壇、拍手)

○浅野勝人君 私は、自由民主党を代表して、新しい防衛計画の大綱について質問いたします。

弾道ミサイル対応を理論的に再構築しておく必要があります。

政府は、新しい大綱と一緒に、官房長官談話で、弾道ミサイル防衛システムに関する日米共同開発につて武器輸出三原則の対象としないことといったました。至極当然の措置と存じますが、問題はBMD以外のケースです。

例えば、アメリカとヨーロッパ諸国が共同で開発している次期戦闘機F35は、参加各国が費用を分担し、それぞれ技術を持ち寄つて造つていまします。こういうスタイルが世界の主流になつています。

紛争地帯に武器を売る死の商人をやるわけではありません。いつまでも古い固定観念にとらわれていると、世界の潮流から取り残されます。武器輸出三原則は維持しながら、一方で、我が国も国際的な装備品の共同開発に参画できる仕組みを考える時期に来ていると存じますが、総理、いかがでしょう。

在日米軍の見直しに関する日米協議が本格化しますが、オペレーショントークの範囲が日米安保条約との関連で気になります。弾道ミサイルが世界四十六か国に拡散している現状の中で、地域的な安全保障の取決めにいつまでも縛られているのは時代後れかなと自問いたしますが、六〇年安保世代の私どもにはこだわりがどうしても残ります。

総理は、トランプオーマニションの実施に当たって、日米安保条約と関連取決めの枠内で対応すると明言しておいでです。この機会に改めて総理の見解を確認するとともに、今夜来日するライ

ス国務長官との会談が実りあるものとなるよう期待いたします。

昭和三十年の保守合同以来、自民党は今年、結党五十年を迎えました。秋には歴史の評価に堪え得る憲法改正草案を國民の皆様にお示しさせています。

そこで、軍隊としての自衛隊の法的位置付けを明確にする方向で検討が進められています。自衛隊も発足して五十年が経過しました。この際、防衛庁を省に昇格するお考えはございませんか。私は、その時期が来ていると考えます。

戦後を総括する節目の年に、我が国が国連安保理の常任理事国入りを果たす総理の決意を確認して、質問を終ります。(拍手)

○内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

新防衛大綱と従来の基盤的防衛力構想の違いについてでございますが、冷戦終結から十年余りたち、我が国をめぐる安全保障環境は大きく変化しております。従来の基盤的防衛力構想は、大規模な武力侵攻を念頭に置き、これを抑止することを目指しているものでありましたが、今後はテロなどの新たな脅威や多様な事態への対処に力点を移す必要があります。新防衛大綱は、我が国の今後の安全保障の指針として、テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目指すものでございます。

シーレーン対策と海賊襲撃事件の被害者救出についてでございますが、資源エネルギーの大半を海外に依存する我が国にとりまして、我が国への

官報(号外)

海上交通路の安定は極めて重要であります。このため、我が国としては、海上交通路にある各国との間で共通の安全保障上の課題に対する協力を推進し、この地域の安定化に努めることが必要であります。

今回の海賊事件につきましては、関係国政府に被害者の安全確保につき協力を要請するとともに、政府一体となつて関連情報の収集等に努めております。引き続き、関係国等とも緊密に連携し、安全かつ早期の被害者解放に向け全力を尽くす考えでございます。

日本の上空を通過し、他国領域へ飛行する弾道ミサイルへの対応でございますが、我が国の弾道ミサイル防衛は、我が国国民の生命、財産を守るために、我が国に飛来する弾道ミサイルへの対処を目的としております。他国に向けて飛行する弾道ミサイルは、飛行の方角や高度の違いによって区別することが可能であり、これらについて対処することは考えておりません。なお、弾道ミサイルの発射に関し、自衛隊の任務遂行のために得られた情報を情報交換の一環として米軍へ提供することとは可能であると考えております。

国際的な装備品の共同開発に参画できる仕組みについてでございますが、昨年末の官房長官談話において、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなつた場合は、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないことといたしました。

なお、弾道ミサイル防衛以外の米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案

件については、今後、国際紛争等の助長を回避す

るという平和国家としての基本理念に照らし、個

別の案件ごとに検討の上、結論を得ることとして

おります。

在日米軍の兵力構成の見直しについては、現行

の安保条約及び関連取決めの枠内で行われるもの

であります。現段階において、個別の施設・区域

に関する見直しについては、いかなる決定も終わ

れおりませんが、軍事技術の進歩なども踏まえ

つつ、抑止力の維持と地元の負担の軽減を両立さ

せるべく、様々な可能性を追求しているところで

ございます。

防衛庁の省移行についてですが、国民が自分の

国は自分で守るという気概を持ち、国として適切

な防衛の体制を取ることは国家存立の基本である

と認識しております。この防衛庁の省移行につきましては、このような点を踏まえて、国民の十分な理解が得られる形で議論が尽くされることが重

要であると考えております。

我が国は国連安保理常任理事国入りについてで

すが、国際社会が直面する脅威に有効に対処する

ためには、二十一世紀の国際社会の現実を反映

し、実効性及び信頼性を強化する形で安保理を改

革することが必要であります。我が国は、アナン

国連事務総長や関係国と協力しつつ、安保理改革

の早期実現を目指しております。

我が国が安保理常任理事国入りした場合、これ

までに培われた能力、経験を生かして、安保理の

意思決定に積極的に参画し、国際の平和と安全の

維持に一層の役割を果たしていく考え方であります。

(拍手)

○議長(扇千景君) 棕葉賀津也君。

(棕葉賀津也君登壇、拍手)

○棕葉賀津也君 私は、民主党・新緑風会を代表して、新防衛計画の大綱及び新中期防衛力整備計

画について小泉総理に質問いたします。

そもそも、防衛大綱とは、日本をどんな脅威か

らどのように守るのかという根本的な問題と、その方法論を明記したものです。それを今回、約十

年ぶりに新たに策定したのは、言うまでもなく、日本の防衛をMDすなわちミサイル防衛システムを中心としたものに変えていくという方向に大き

くかじを切ったことがあります。

八千億から一兆円と言われる高額なMDを導入

したいけれども、だからといって防衛費を大幅に増やすわけにはいかない、そこで言わば集中と選

択、企業の構造改革のように、人や予算の使い方

を見直してスリム化する必要に迫られた、これが

新防衛大綱が策定された理由でございます。

MDについては、費用対効果の問題、導入決定までの説明不足に加え、日本においては防衛や安

全保障といった本来大切な問題が、国民的な理解

や関心が進まないままに既成事実だけが先行して

いるという面が否めません。

冒頭、極めて重要な本件について、これから

国会議論が活発に行われることを心より期待をい

たします。

さて、まず、新防衛大綱の核心部分であるMD

の技術的な不安要素についてお伺いします。

政府は、ほかに代替手段がない、専守防衛的だ

いき、拡散していくます。こうした一連のこと

で、日本が軍縮外交や核廃絶の取組をこれまでど

おり、あるいはこれまで以上に展開することに影響は全くないと考えるでしょうか。総理に、三原

則緩和による外交上の影響の有無についてお伺い

します。

言つまでもなく、日本の安全保障にとって自衛

隊と米軍は大きな柱です。そのような現状の中、その一方の米軍の再編が予定されており、その再編の結果によつては自衛隊の役割や体制の見直しに影響してくることが容易に想像できます。しかも、その結論が出るのは数か月先だと政府自身が述べております。

つまり、せつかく昨年末に策定した新大綱は、米軍再編の結果、わずか半年程度で再度見直さざるを得なくなつてしまふ可能性が否定できないのです。政府の作業の時期が不適切であつたのではないか、大綱の見直しの時期を再編の時期ではないか、大綱の見直しの時期を再編の時期に合わせるべきではなかつたのかという点について、総理はいかがお考えでしようか。

衆議院では、同僚の前原議員のこれに関する質問に、新防衛大綱は必ずしもトランスフォーメーションに関する協議のために策定したのではないなどと意図的に論点を外した答弁がされました。

これは大綱と再編の時期を全く合わせる必要がないという意味なのでしょうか。参議院のこの場で、総理の明快な答弁を求めていたいと思います。

また、同じく、この大綱とトランスフォーメーションの関係について公明党の赤松議員が、今度は範囲の観点から、新たな大綱を日本が主体的に先に決めたのですから、再編計画もその範囲に收まるのは当然でしようがとの質問しているにもかかわらず、総理は答弁すべき内容をすり替えておりました。

もしも、仮に米軍再編の結果として自衛隊の役割や人員が変わるとても、それはあくまでも新防衛大綱の範囲内で収まるということでいいのかどうかについて、総理にお答えを願いたいと思います。

次に、宇宙の平和利用についてお伺いします。

昭和四十四年五月九日、衆議院本会議において、宇宙を平和の目的に限つて開発、利用するという宇宙の平和利用に関する決議がなされています。また、その後の昭和六十年、この決議における平和とは非軍事であるという確認がされました。ところが、平成十年の官房長官談話では、BMDが防衛的であるという趣旨だけ述べて、宇宙と非軍事の関係に触れないまま今日に至つています。

国会が明確に宇宙の平和利用の決意を示しているにもかかわらず、これを尊重せず、政府がなし崩し的に宇宙を明らかに軍事的な目的で利用しようとしている現状について、総理の明快な見解を求めていたいと思います。

次に、マラッカ海峡での海賊襲撃事件についてお伺いします。

言うまでもなく、マラッカ海峡は日本が輸入する石油の八〇%が通過し、世界の船舶の四分の一が通過する海峡もあります。一刻も早い被害者の救出を求めます。

日本は、一九九九年、日本人船長の貨物船が海賊船に乗つ取られた事件を契機に、ASEAN諸国と連携して海賊対策に本格的に取り組み、各國の海事当局間で情報連絡体制の窓口を一元化するなどの整備をしてまいりました。ところが、今回の事件でその連携がまだ十分でないことが明らかになりました。

もしも、仮に米軍再編の結果として自衛隊の役割や人員が変わるとても、それはあくまでも新防衛大綱の範囲内で収まるということをいいのかどうかについて、総理にお答えを願いたいと思います。

せん。一体この間、アジアとの安全保障上の連携はどれだけ強化されたのでしょうか。私は、海賊対策などの現実的な危機管理を考えていく上で、

むしろアジア各国との連携を加速させるべきだと思います。が、総理のお考えをお伺いしたいと思います。

私は、外交と防衛は車の両輪であると思いま

す。各国にPKOなどで部隊を派遣することが、あ

たかも国連安理会常任理事国入りのための手段で

あるかのような議論もありますが、これは本末転倒であります。日本が国際社会で何をやりたいのか、そのための手段の一つが国連安理会常任理事国入りではないでしょうか。国連は己の姿を映す鏡とも言われています。鏡に映った自分の姿に向かって何をしたらいいのか尋ねても、その答えはありません。

総理は、安保理常任理事国という手段を使って

一体何をしたいのか、日本をどういう国にしたいと考えているのでしょうか。総理の御理念を御自身の言葉で国民に語っていただきたいと思います。

総理は、安堵理常任理事国といふ手段を使つて

一体何をしたいのか、日本をどういう国にしたいと考えているのでしょうか。総理の御理念を御自身の言葉で国民に語っていただきたいと思います。

装備の能力に関する情報やデータについては、

他国との関係などから一定の制約が伴うものであります。が、できるだけ国民に示してまいりたいと

思っています。

武道輸出三原則の緩和による外交上の影響でござりますが、国際的に弾道ミサイルの拡散が進

する中で、弾道ミサイル防衛の能力向上は日米安保体制や我が国の安全保障に資するものであります。その観点から、BMDシステムに関する共同開発・生産案件に係る輸出については武道輸出三原則等によらないことといったしました。これは、

厳格な管理を行う前提でとられる措置であり、武道輸出三原則等のよつて立つ平和国家としての基

本理念に反するものではございません。

我が国は国際社会の先頭に立つて軍縮・不拡散

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 森葉議員に答弁いたします。

弾道ミサイル防衛システムの信頼性と国民への情報開示についてでございますが、大量破壊兵器

や弾道ミサイルの拡散が進展する中、ミサイル防衛システムは、弾道ミサイルによる攻撃から我が国を守る現在におきましては唯一の手段であると

認識しております。

このうち、イージス型護衛艦が装備するミサイルによるシステムはこれまで良好な試験結果を収めており、またペトリオットミサイルによるシステムは現に実戦にも配備されているものであります。どのような兵器でも百発百中を保証すること

は難しいと思っております。しかし、いずれのシステムも技術的信頼性は現在において高いと考え

ております。

外交を推進しております。この方針に全く変わりはありません。

新防衛大綱とトランプフォーメーション、いわゆる米軍の変革についてですが、新防衛大綱は、我が国の今後の安全保障の基本指針として、テロ、大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処し得る防衛体制を構築することを目的としています。

新防衛大綱は、必ずしもトランプフォーメーションを進める米国との協議のために策定したものではありません。新防衛大綱では、米国との戦略的な対話に主体的に取り組むこととしてあります。また、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に臨む方針として、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る負担軽減に配慮することを明示しております。

米国との協議の本格化に先立つて新防衛大綱を定めたことは、今後、戦略的な対話に主体的に取り組むために適切であったと考えております。また、米国との協議の結果、直ちに新防衛大綱の見直しが必要になるとは想定しておりません。

弾道ミサイル防衛システムと宇宙の平和利用決議との関係でございますが、政府としては、専ら我が国領域における人命、財産に対する被害の防止を目的とした弾道ミサイル防衛についての取組は、御指摘の宇宙の平和利用についての国会決議の趣旨や平和国家としての基本理念に反するものではないと考えております。

この国会決議が求めている宇宙の平和利用については、今後ともその趣旨を尊重してまいりたいと考えます。

海賊対策についてですが、海賊等の国境を越え

る問題の解決に当たってはアジア各国等の緊密な協力が不可欠であります。このような観点から、我が国の提唱により、海上警備機関の間の協力強化を図ることを主たる目的としたアジア海賊対策

地域協力協定を作成し、昨年の日本・ASEAN首脳会議においてテロ対処能力向上等に関する日本・ASEAN反テロ宣言を発出するなど、積極的に今まで協力を推進してまいりました。

今後も、ASEANプラス日中韓などの枠組みで、海賊・テロ対策等を含む幅広い分野において関係国と一層緊密に連携していく考えであります。

安保理常任理事国としての我が国が果たす役割でございますが、我が国はこれまで平和の定着や国づくり、人間の安全保障、軍縮や不拡散等の様々な分野において国際社会への貢献を行っており、安保理の意思決定に積極的に参画し、国際の平和と安全の維持に一層の役割を果たしていくことが重要であると考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) 荒木清寛君。

(荒木清寛君登壇、拍手)

○荒木清寛君 私は、公明党を代表して、新防衛大綱及び新中期防について質疑をいたします。

まず、新大綱が、関係者の真摯な議論の結果、同時多発テロ以降の不透明さを増す国際情勢に適切に対処し得る指針となつたことを評価いたします。

新大綱の特徴の一つは、防衛力の在り方だけでなく、我が国安全保障の基本方針を明らかに

したことであります。すなわち、安全保障の二つの目標を示した上で、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力の三つのアプローチが必要であるとしました。この統合的な安全保障

戦略は、単に防衛庁だけの問題ではなく、全政府的取組が必要です。総理はどうリーダーシップを發揮していくのか、お尋ねいたします。

また、三つのアプローチのうちの国際社会との協力として、ODAの戦略的な活用を含め外交活動を積極的に推進する等としています。

ODAの戦略的な活用を言うのであれば、そろそろその予算の減少傾向に歯止めを掛けるとともに、国民のODAへの信頼を回復する必要がある

と考えますが、外務大臣、いかがでしょうか。

関連して、新大綱では、中国軍の動向にも注目していく必要があるとしています。この点で、軍事力や防衛力の整備が互いの不信をもたらすことになつてはならず、これを和らげるのが外交の力であります。政冷経熱と言われる日中関係の改善は総理の指導力に懸かっています。打開の道筋についてお答え願います。

次に、新大綱では、自衛隊が国際平和協力活動に積極的に取り組むため、所要の体制を整えるとしております。国際テロの時代の中では、PKOへの参加だけではなく、紛争後の混乱にあづく国家の復興支援にも日本は多面的に参加すべきだと考えます。しかし、一部にある対米追従を深めるとの批判にどうこたえるのか、総理にお尋ねいたします。

あわせて、自衛隊の国際平和協力活動の法的地位付けを改め、いわゆる本来任務とすることについて、その検討状況について御説明ください。

さらに、この場合、武器使用基準を見直すのかどうか、防衛庁長官に説明を求めます。

次に、弾道ミサイル防衛についてお尋ねします。

今回の新中期防により、イージス艦四隻とペトロフットPAC3三個高射群の整備が完了します。しかし、ペトリオットの場合、十か所程度の拠点の防衛が可能になるだけで、日本全土の防衛体制が整うわけではありません。一方で、全土をカバーするには莫大な費用が掛かります。今後の弾道ミサイル防衛の在り方にについて総理の考えをお示しください。

次に、武器輸出三原則について、当初、その大幅な緩和を求める要請もありましたが、我が党の主張を入れ、弾道ミサイル防衛分野に限り例外扱いとしている必要があります。この措置はあくまで例外であり、平和国家日本の旗印を掲げ続けるために、武器の輸出管理については今後とも厳格に対処していくべきものと考えます。総理の見解を求めます。

今回の新大綱の策定に当たって、公明党は、めり張りの利いた見直しを行い、防衛費を全体としては抑制することを主張いたしました。その結果、新中期防は前中期防に比べ七千七百億円の減額となり、十七年度の予算も三年連続の減額となりました。今後も、一層の効率化を追求して、節度ある防衛力整備を行っていただきたい。総理の見解をお尋ねいたしまして、私の質疑を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣小泉純一郎君登壇、拍手)

○内閣総理大臣(小泉純一郎君) 荒木議員に答弁いたします。

統合的な戦略実現のための考え方でございますが、まず国防は、自分の国は自分の力で守る、この気概が大切であります。テロや大量破壊兵器、弾道ミサイルの拡散といった新たな安全保障環境に適切に対処するため、多機能で実効性の高い防衛力の整備に努めてまいります。その意味で、荒木議員が御指摘された、まず我が国自身の努力、同盟国との協力、国際社会との協力、これは今後一貫して堅持していかなければなりません。イデオロギーだと考えております。

米国との戦略的な対話を主体的に取り組むとともに、在日米軍の兵力構成見直しに関しましては、米軍による抑止力を維持しつつ、施設・区域に係る負担の軽減に努めてまいります。

さらに、日本の永続的な繁栄は世界の平和と安定の中を見いだされるものである、そういう考え方の下に、人道復興支援などの国際平和協力活動や取組、ODAの活用などを通じて、国際的な平和の確立に積極的に貢献してまいります。

日中関係についてでございますが、昨年、胡錦濤国家主席と温家宝と私の会談において、日中関係は、二国間のみならず、地域、国際社会全体にとっても極めて重要であるとの認識を共有し、引き続き未来志向の協力を発展させていくことで一致いたしました。

今後とも、日中間で意見が異なる個別の問題についても対話を深め、相互理解、相互信頼を増進し、幅広い分野における協力を一層強化していく考えであります。

復興支援を含む平和実現のための取組についてですが、国際社会の平和の実現に向けて、我が国

は、紛争解決のための手段として国連平和維持活動、いわゆるPKO等に取り組むとともに、復興支援等の紛争後の国づくりも含め、平和構築の分野で積極的な取組を行っております。こうした取組は関係国や国際機関とも協調しつつ我が国が主體的に行っているものであり、対米追従との批判は当たらないません。

今後の弾道ミサイル防衛の在り方についてですが、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散が進展する中、ミサイル防衛システムは、弾道ミサイルによる攻撃から我が国を守る唯一の手段であると認識しております。

我が国のミサイル防衛システムは、ほぼ我が国

全域をカバーするイージス型護衛艦が装備するミサイルによるシステムと、これによる破壊をくぐり抜けた弾道ミサイルに対して目的付近上空での破壊を目的としたベトリオットミサイルによるシステムの二段階の防御から成り立っております。

御指摘のとおり、弾道ミサイル防衛には相当の費用を要すると見込まれますが、政府としては、広く国民の安全を守るために、実効的なミサイル防衛システムを既存の装備の改良等により効率的に整備してまいります。

武器の輸出管理でございますが、昨年末の官房長官談話において明らかにしたとおり、武器の輸出管理については、武器輸出三原則等のよって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持してまいります。

効率的な防衛力の整備でございますが、冷戦終

結後、我が国に対する本格的な侵略が発生する可能性は少なくなっていると考えております。大規

模な武力侵攻に備えた装備、要員については、最も基礎的な部分は残しつつ、縮減を図つてまいりたいと考えております。

今後は、新たな脅威への対応や国際平和協力活動への取組などをこれまで以上に重視してまいりますが、格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制しつつ、多機能で実効性の高い防衛力の整備に努めてまいります。

残余の質問については関係大臣から答弁させます。(拍手)

〔國務大臣大野功統君登壇、拍手〕

○國務大臣(大野功統君) 荒木議員から、自衛隊の国際平和協力活動、そして武器使用基準についてお尋ねがありました。

昨年十二月に閣議決定されました新防衛大綱においては、国際社会の平和と安定は我が国の平和と安全に密接に結び付いている、このような認識の下、自衛隊が国際平和活動に主体的かつ積極的に取り組むため、同活動の位置付けを含め所要の体制を整える、このようなことをいたしております。

お尋ねがありました。

日本を取り巻く国際環境の安定を確保するためには、不斷の外交努力が必要であります。その一環として、開発途上国への援助を通じまして、日本にとって必要な平和で安定した国際環境を醸成し、諸外国との友好関係を増進するための重要な手段でありますODAを積極的に活用することは、極めて重要であると考えております。

一方、ODAは国民の貴重な税金を原資とするものであり、また依然として我が国の経済・財政状況は厳しい状況にございます。そのため、政府としては、ODA大綱に示された基本方針や重点課題を踏まえて、我が国の外交政策上有意義なものとなるよう、ODA予算をより一層戦略的かつ効率的に活用してまいります。

今般の本来任務化は、武器使用権限などの枠組みを変えることなく、自衛隊の任務における位置付けを見直すことを考えております。

他方、自衛隊が国際平和協力活動を行う場合の武器使用については、活動する隊員が安全かつ効果的に任務を遂行できるよう、国連PKO活動等の実態や国会等での御議論を踏まえつつ、不断に検討してまいりたい、このように考えております。

官報(号外)

中のODA予算とを合計いたしましてようやくODA予算の減少傾向に歯止めを掛けることができたかと、こう思つてはいるところであります。さらに、国民の皆様の御支持と御理解を得るべく、引き続きODA大綱に沿つて、透明性の確保に向けて様々な取組を行つていく考えでございました。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(扇千景君) この際、日程に追加して、
国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。中山文部科学大臣。

(國務大臣中山成彬君登壇、拍手)

○國務大臣(中山成彬君) 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

義務教育は、知育、德育、体育の調和の取れた児童生徒を育成し、国民として共通に身に付けるべき基礎的資質を培うものであり、国は、憲法の要請により、すべての国民に対して無償で一定水準の義務教育を提供する最終的な責任を負つております。

一方、政府においては、いわゆる三位一体の改

革に関する政府・与党合意に基づき、国及び地方を通じた行財政の効率化を図る観点から、国庫補助負担金の改革等を進めているところでございました。

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。

このうち、義務教育制度については、その根幹

を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針の

下、費用負担についての地方案を生かす方策と教

育水準の維持向上を含む義務教育の在り方につい

て、今年秋までに中央教育審議会において結論を

得ることとし、それまでの平成十七年度予算につ

いては暫定措置を講ずることとしております。

この法律案は、こうした政府の方針を受け、義

務教育費国庫負担金についての平成十七年度限り

の暫定措置を講ずるとともに、文部科学省関係の

補助金の整理及び合理化を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明

いたします。

第一に、義務教育費国庫負担金について、平成

十七年度限りの暫定措置として、本来の国庫負担

額から四千二百五十億円を減額するための所要の

措置を講ずるものであります。

第二に、市町村が行う就学援助に係る国との補助

についての対象を要保護者に限定するなど、文部

科学省関係の補助金の整理及び合理化を図るもの

であります。

三位一体改革は、小泉改革の大きな柱であり、

将来にわたり、日本の発展の原動力となる地方の

在り方を構造的に改革するものであります。

そこで、三位一体改革を進める中で、平成十七

年度予算では義務教育費国庫負担の削減を地方へ

の税源移譲の一環として位置付けられた政策判断

について、大臣の御認識をお聞かせください。

大臣には、教育環境の荒廃への対処を強めてい

ただくようお願いするとともに、教育をめぐる環

境変化の中で教育の在り方をどのように認識さ

れ、また青少年の深刻な問題などに関してどのよ

うな姿勢で改善を図るお考えなのか、お伺いいた

します。

中のODA予算とを合計いたしましてようやくODA予算の減少傾向に歯止めを掛けることができたかと、こう思つてはいるところであります。

さらには、国民の皆様の御支持と御理解を得るべく、引き続きODA大綱に沿つて、透明性の確保

に向けて様々な取組を行つていく考えでございま

す。(拍手)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしま

した。

このうち、義務教育制度については、その根幹

を維持し、国の責任を引き続き堅持する方針の

下、費用負担についての地方案を生かす方策と教

育水準の維持向上を含む義務教育の在り方につい

て、今年秋までに中央教育審議会において結論を

得ることとし、それまでの平成十七年度予算につ

いては暫定措置を講ずることとしております。

この法律案は、こうした政府の方針を受け、義

務教育費国庫負担金についての平成十七年度限り

の暫定措置を講ずるとともに、文部科学省関係の

補助金の整理及び合理化を図るものであります。

次に、この法律案の内容の概要について御説明

いたします。

今回の義務教育費国庫負担分の削減、いわゆる

質疑の通告がござります。順次発言を許します。

北岡秀二君。

(北岡秀二君登壇、拍手)

〔北岡秀二君登壇、拍手〕

○議長(扇千景君) ただいまの趣旨説明に対し、

質疑の通告がござります。順次発言を許します。

北岡秀二君。

(北岡秀二君登壇、拍手)

さらに、教育面で創意工夫を凝らし、個性的、創造的人材を育成するには、国が統一的に方針を定める現在のような体制では限界があるとの意見があります。これが三位一体改革と連動し、地方の教育面での裁量権の拡大、その裏付けとなる義務教育財源の移譲の考え方が生まれたものと思われます。

閉塞状況にある学校教育を改革し、自ら考えて解決方法を見いだす人材、厳しさを増す世界規模での経済戦争に立ち向かう気宇広大な人材をはぐくむには、地方の様々な知恵を活用する必要があると思います。

そこで、大臣には、地方が教育面でも独自の裁量権を発揮し、人材を育成していくことの重要性をどのように認識されているのか、率直な御意見をお聞かせください。

今回の法律案の中で、義務教育費国庫負担については平成十七年度限りの暫定措置として位置付けられ、国庫負担の額を四千二百五十億円減額するものとされています。今後の費用負担の在り方については、今年秋の中教審議会の答申などを見て判断することになります。

一般財源化については、義務教育の機会均等と水準確保が必要との根強い反対意見がある反面、現在でも高等教育は県の一般財源で支障なく行われていること、また地方格差が生まれないよう法的対処を行うことで義務教育の機会均等と水準維持はできるとの考えもあります。

大臣は、将来の義務教育費の負担の在り方について、憲法や教育基本法での義務教育の規定や三位一体改革の進展などとも関連し、国庫負担のあ

るべき姿をどのように描かれているのか、御認識をお聞かせください。

最後になりますが、小泉総理は、就任直後の所信表明演説で、米百俵の精神で聖域なき構造改革を主張され、大きな反響を呼びました。

中国の古典、管子に次のような名句があります。「年の計は穀を樹るに如くはなく、十年の計は木を樹るに如くはなく、終身の計は人を樹るに如くはなし」というものです。意味するところは、生涯の計画として、人物を育て、政に登用するならば、穀物や樹木から得るものよりはるかに大きな実りがあるということです。米百俵の精神にもつながるものであります。

二十一世紀の世界の中での日本を見据えて、世界に冠たる歴史、文化、伝統を後々の世に継承し、更に発展させるためにも、人という木を植え、いかに立派にはぐくんでいくお考えなのか、御認識をお聞きし、私の質問を終わります。

(拍手)

〔國務大臣中山成彬君登壇、拍手〕

○國務大臣(中山成彬君) 北岡議員にお答えいたしました。

平成十七年度予算で、義務教育費国庫負担金の削減が地方への税源移譲の一環として位置付けられることについてのお尋ねでございます。

今回の改正は、三位一体の改革に関する昨年十一月の政府・与党合意に基づいて、平成十七年度限りの暫定措置として、義務教育費国庫負担金の総額から四千二百五十億円を減額するとともに、その減額分を税源移譲予定特例交付金によって補てんすることとなっています。

次に、青少年の深刻な問題などに関してどのよ

この税源移譲予定特例交付金を含む今後の措置は、本年秋までに中央教育審議会において、義務教育費国庫負担金制度を含む義務教育の在り方にについて幅広く検討を行い、結論を得るまでの間に講ずることとされた暫定措置でありまして、今後の取扱いについては、中央教育審議会の審議結果を踏まえ、政府として本年中に結論を出すこととしております。

我が国の教育は、第二次世界大戦後、機会均等の理念を実現し、国民の教育水準を高め、その時々の時代の要請に対応しつつ、人材の育成を通じて我が国社会の発展の原動力となってきたものであり、諸外国からも高く評価されているものと考

えておりました。

一方で、戦後六十年が経過し、社会情勢が大きく変化する中で、昨今の教育の現状を顧みますと、いじめ、不登校、中途退学や青少年の凶悪犯罪の増加などの深刻な問題が生じております。

このため、今後の教育においては、自己実現を目指す自立した人間の育成、豊かな心と健やかな体を備えた人間の育成、知の世紀をリードする創造性に富んだ人間の育成、新しい公共を創造し二十世紀の国家社会の形成に主体的に参画できる日本人の育成、日本の伝統文化を基盤として国際社会を生きる教養ある日本人の育成を目指し、人間力向上のための教育改革を推進することが必要であると考えております。

今後とも、青少年の心の豊かさをはぐくむことができるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

次に、教育面で地方が裁量を發揮することの重要性についてのお尋ねでございます。

子供や地域の状況に応じた特色ある教育を実現するために、できる限り市町村や学校の裁量を拡大し、学校や地域が創意工夫を發揮できるようにすることは大変重要であると考えております。このため、文部科学省いたしましても、教育長の任命承認制度を廃止するとともに、教育課程の基準の大綱化、弾力化や義務教育費国庫負担金への総額裁量制の導入を図るなど、地方の自由度を大幅に拡大してきたところでございます。

今後とも、全国的な教育水準の確保と教育の機会均等についての国の責任もしっかりと担いつ

ざいます。

青少年の問題行動については、悲惨な事件が次ぐなど、大変深刻な状況にあると認識しております。

その原因、背景としては、規範意識や社会性が十分身に付いていないこと、他人への思いやりや人間相互の連帯感が希薄化していること、死や生に関する現実感覚の希薄化が生ずる懸念があること等、様々な要因が複雑に絡み合っていると考えられます。このため、家庭、学校、地域社会において、様々な人々と接し社会とかかわる体験等を通じて、青少年に善惡の判断などの規範意識や倫理観、社会性、命の大切さや他人を思いやる心等をしつかりと身に付けさせることが必要であると考えます。

(号外)

つ、現場主義を徹底し、教育現場の創意工夫を生かすことができる教育改革の実現に精力的に取り組んでまいります。

憲法や教育基本法における義務教育の在り方の規定と関連し、国庫負担制度がどのようにあるべきかというお尋ねでございます。

義務教育については、国は、憲法第二十六条规定並びに教育基本法三条及び四条の規定により、すべての国民に対して無償で一定水準の教育を提供する最終的な責任を負っております。

義務教育費国庫負担制度は、国がこうした責任を制度的、財政的に担保するため、地方の財政力の実情にかかわらず、全国すべての地域において優れた教職員を必要数確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るために極めて重要な制度であり、今後ともその意義は大きいと考えられます。

なお、議員御指摘の高校教育については、授業料を徴収することができ、また地方自治体に設置義務がない、設置割合や定員も様々であります。一方、義務教育は設置義務が課せられ、無償の教育が確実に実施されなければならないことから、同列に論ずることはできないと考えております。

また、義務教育の機会均等と水準維持のため、法的対処を行うことは、教育の地方分権の観点から適切ではないと考えられます。

義務教育費国庫負担制度については、昨年末の政府・与党合意に基づいて、義務教育制度の根幹を維持し国の責任を引き続き堅持するとの方針の下、教育水準の維持向上を含む義務教育の在り方について幅広く検討し、今年秋までに中央教育審議会においてお尋ねでござります。

議会において結論を得ることとしております。

文部科学省としては、義務教育に対する国の責任をしつかり果たしていくことができるよう、義務教育改革に努めてまいりたいと考えております。

今後の我が国における人材育成についてのお尋ねでございます。

時代や社会の大きな変化の中で、我が国が経済社会の活力を維持し、子供たちが夢と希望を抱き未来を切り開いていくことができる社会を築いていくためには、教育を国政上の最重点課題と位置付け、国家戦略として人間力向上のための教育改革を推進することが必要であると考えております。

私といたしましては、昨年十一月に「甦れ、日本」と題する教育改革案を発表し、頑張る子供を応援する教育を目標として掲げ、教育基本法の改革の向上、現場主義の徹底、義務教育国庫負担制度の改革などの改革を進め、人間力向上のための教育改革の推進に一層力を尽くしてまいりたいと考えております。(拍手)

○議長(扇千景君) 水岡俊一君。
 (水岡俊一君登壇、拍手)

私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりました国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案について質問をいたします。

衆議院文部科学委員会にあつてはならないことが起きました。義務教育の根幹にかかる義務教育費国庫負担制度に関して審議をしているなか、自民党は、参考人招致をめぐって、民主党が推薦した参考人を拒否し、委員長が職権で参考人を拒否するものであります。

今や、専門の保安職員を配置するなどして、不審な外来者に対し対応するといった方途がどうしても必要であると考えられます。

大臣は、さきの予算委員会において、私の質問に対し、学校の巡回等に保護者や地域住民のボランティアを活用するも一つとの御答弁がありましたが、刃物を隠し持っているかも知れない不審者への対応をボランティアにゆだねるという発想は全く理解できません。私は、さらに、ボランティアにもしものことがあつたらどうするのですかとお尋ねしたところ、それに対し、保険を掛けて協力してもらっているところもあるとの大臣の御答弁。何たる理不尽なお答え。人の命の尊さを軽視し、危機管理の課題に対して全くの無策であることを物語るもので、耳を疑つたのは私だけではありません。

文部科学大臣、もう一度聞かせてください。

義務教育を行う学校において、掛け替えのない子供たちや教職員の命を守り、安全で安心して生活できるよう、国としての責任、義務教育費国庫負担制度の精神として学校の保安要員等を配置するお考えはないのか、また、学校の総合的防犯安全対策として学校安全法を策定する予定がないのか、お尋ねします。

○OECD、経済協力開発機構によるPISA、学習到達度調査の結果、そしてIEA、国際教育

官報(号外)

到達度評価学会の調査結果が大変話題を呼んでいます。日本の子供たちの順位が落ちたことにより、文部科学大臣は学力低下を高く叫ばれ、そしてマスコミがそれを積極的に取り上げることを利用し、競い合う心切磋琢磨する精神等々を強調しながら、学力テストの実施や総合的な学習の見直し、土曜日の授業復活などの発言を繰り返しておられます。

PISA調査の目的は、二十一世紀を生き抜くための道具としての能力を測ることであり、状況を分析し、推論し、自分の考えを持って意思疎通することができるか、また生涯を通しての学習を継続できる能力を身に付けているかを調べることができます。そのことを、大臣、あなたは御存じでしょうか。

そしてOECDは、一九八〇年代、数学でトップを取っていた日本や韓国の子供たちの知識は変化が激しいこれから社会に果たして役立つかどうか分からないと批判し、試行錯誤をしながら、新しい学力観に基づいた調査へと設問を変えてきました。そのPISAの新しい学力観による調査で順位を落とした日本の子供たちの結果が示しているものは、従来の暗記・詰め込み型から生きる力の習得への転換といった、思考力や判断力、問題解決能力を育てることが最も重要であり、正にゆとりの中できつくり考え方させる教育や総合的な学習を求めていくべきだという方向性にほかなりません。そのことを、文部科学大臣、あなたがだれにも増して強く訴えるべきだと思いますが、いかがですか。

かつて文部科学省は、PISA調査結果が示す日本の子供たちの学力に危機感を持ち、いち早く

く、生きる力に視点を当て、大変な勇気を持つてゆとり教育の必要性を説き、総合的な学習を勧めてきたではないですか。その結果、学校現場は、特別な教員の配置もなく、テキストもないまま、戸惑い、悩みました。しかし、全国の教職員たちは、文部科学省の考えを理解するよう努め、懸命に努力をしてきたわけです。今、ようやく総合的な学習も定着し掛けており、取組の成果が芽を出そうというこのときに、先祖返りとも言える方針転換は愚の骨頂であります。

今、全国の学校現場では大変な混乱が起こっています。学習指導要領の見直し内容がまだ示されないうちに、ゆとり教育や総合的な学習の見直しを大臣が一方的に押し付けるかのように発言されるからであります。来年度の教育課程編成を行っている学校現場は大混乱です。一体何を根拠に教育課程を編成すればいいのか、羅針盤を失った船のようです。ここで、是非とも日本の文部行政のトップリーダーとして、目先にとらわれず、冷静で的確なメッセージを示していただきたいと思います。

ところで、PISAの結果で総合一位に輝いた

国はどこだか、もちろん大臣は御存じだと思います。ですが、フィンランドです。日本は、順位が下がつたことにより学力が低下をしたとされ、さあ、世界のトップの座を取り戻せとばかり、ハッパが掛けられています。そこで、学力を向上させるためには、PISAの調査で連続一位となつたフィンランドに注目し、その方法を学ぼうとするのが当然の考え方です。

ところが、不思議なことに、そのような話は一切出てきません。なぜなら、一位のフィンランド

の学校では、授業時間数が少ない、習熟度別学級もない、序列をつくるためのテストや競争もない、有名校への進学熱や学力の二極分化のエリー

ト教育もない、そして大学までほとんど無償という実情があるからです。つまり、フィンランドの教育は、大臣の言われる方向、政府が導こうとする方向と百八十度まるで反対を示しているからであります。

更に付け加えるならば、教育費における公の財政支出のGDP比は、二〇〇一年のOECD統計によると、世界最低の日本三・五%に対し、フィンランドは五・七%と教育にお金を掛ける国であるからです。

フィンランドの教育になぜ学ぼうとしないのか、改めて文部科学大臣の見解をお聞きいたしま

す。

現代の若者の変化、とりわけニートと呼ばれる若者の増加、度重なる学校の内外での殺傷事件などに何とか対応していきたいという思いの余り、十分な検証作業もしないまま、わらをもつかむ思いで、PISAの結果を読み違え、かつての詰め込み教育に逆戻りというのでは余りにもお粗末であります。完全なミスリードと断言できます。

教員が悪い、親が悪い、挙げ句の果てに日教組が悪いなどと、いたずらにだれかの責任にして非難していれば教育行政の最高責任者の仕事が果たせると思っておられるなら、言語道断、全くの責任転嫁と言わざるを得ません。

今、全国の義務教育を行う学校の教職員と保護者に対し、文部科学大臣の高い見識を披瀝し、文部科学省の義務教育に懸ける熱い思いを科学的、実証的な根拠とともに示すことができるかが、文

部科学大臣、あなたの責任なのではないでしょうか。大臣、いかがお考えですか。

近年、学力低下が叫ばれる中において、受験産業の予備校や塾はかつての繁盛ぶりを示しています。当然ながら、家計における教育費の増大を招き、同時に親の階層格差を拡大しています。例えば、年収四百万円以下の低所得世帯の年間教育費は約百五十八万円で、家計の半分近くも占めているのに、年収一千万円以上の裕福な世帯では、家計の四分の一ではあります。が、約二百四十二万円と、そこには教育費の大きな格差が生まれています。言い換えば、親の経済状態の格差が子供の教育に大きく影響しているわけです。

また、全国の小中学校の図書費や教材費などは、一定の基準に基づき地方交付税交付金に算入されて、都道府県、市町村を通じて各学校に配分されているわけですが、文部科学大臣御自身が発言されているように、現実には各学校に配分されている図書費や教材費は基準に満たないケースが多く、十分に措置されている学校とそうでない学校との格差は、各市町村や各都道府県によって大きく広がっています。言い換えば、地方自治体の財政状態の格差が、これまた子供たちの教育に大きく影響しているわけです。

しかし、憲法第二十六条、教育を受ける権利、教育の機会均等、第二項に義務教育の無償がうたわれ、教育基本法第三条に「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない」と明確に示されています。また、教育基本法第十条第二項には、教育

官 報 (号外)

行政の任務は教育条件の整備義務にあるどうたわ
れております。

このように、憲法、教育基本法の精神に基づいて考えてみると、今日の教育の格差問題がゆゆしき事態であることは、だれの目にも明らかです。國の責任としてこれまで掲げてきた義務教育費国庫負担の考え方が現実的に機能しているのか再検討すべきだと考えますが、総務大臣、文部科学大臣のお考えを示してください。

今、この改正法案によつて、更に義務教育費国庫負担の本来の意義が大きく揺らいでいます。地方分権の名の下、財政再建の単なる数字合わせに巻き込まれ、教員の給与費の一部を負担金削減の中に盛り込むような今回の改正案には、断じて賛成しかねるというのが私たちの立場であります。

暫定的に四千二百五十億円を一般財源化するという案は、表向きには中教審の見解を待つというポーズですが、小泉総理は次のように述べています。義務教育の中学校にかかる部分、地方にその権限を渡してもいいということです。今後のことについては中教審等の意見を踏まえて協議していく。一方、麻生総務大臣は、地方の改革案が適切に生かされる形で中教審の結論が導かれるに考へて、中山文部科学大臣は、今回の暫定措置は中教審の今後の検討を制約するものではないと述べています。

このように、小泉総理、麻生総務大臣、中山文部科学大臣の答弁がばらばらになつておらず、正に内閣不一致と言わざるを得ません。官房長官、内閣としての統一見解をここで明らかにしていただきたい。

最後に、義務教育を國の責任として、子供の教育を受ける権利を保障し、そのための教育の機会均等を図る観点から、この改正法案にどのような意味があるのか、文部科学大臣にお尋ねを申し上げ、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

（國務大臣中山成彬君登壇、拍手）

○國務大臣（中山成彬君） 水岡議員にお答えいたします。

國の責任で義務教育諸学校に保安要員等を配置する考えはないかというお尋ねでございます。

國として学校の安全確保のための施策を推進することは極めて重要な課題であると考えております。安全確保のための人的措置を含め、各学校の具体的な安全対策につきましては、学校の設置者において、まずそれぞれの実情を踏まえて適切に対処していただく必要があると考えております。もちろん、文部科学省としては、子ども安心プロジェクトを推進いたしまして、学校の設置者がそれの実情を踏まえた対策を円滑に実施できるよう支援を行つたところでございます。

平成十七年度予算案におきましても、警察官〇B等の協力の下、各学校を定期的に巡回して、警備のポイント等を具体的に指導する地域学校安全指導員を委嘱する経費等を計上しております。

今後とも、各学校において安全管理に関する更多的な取組が行われるよう、学校安全に関する施策の一層の推進を図つてまいります。

○OECDが発表しましたPISA調査の結果によると、教育の中でもじっくり考えさせる教育や総合的な学習を求めていくべきだという御指摘でございます。

ゆとり教育の中でもじっくり考えさせる教育や総合的な学習を求めていくべきだという御指摘でございます。

PISA調査の結果によると、読解力など、我が国の子供の学力には低下傾向が見られます。また、勉強する時間が短く、勉強への動機付けも乏しいなど、学ぶ意欲や学習習慣が十分身に付いていない状況にあります。

現行の学習指導要領は、基礎的な知識を身に付けておさせ、それを活用しながら自ら考へる力などの

全国一律に一定の法的義務を課すよりは、各学校においてそれぞれの地域の実情を踏まえた実効性のある取組を継続的に進められるよう支援することがまず重要なことであると考えております。

文部科学省としては、これまで、危機管理マニュアルの作成や学校安全のための施設設備の支援等を通じて、各学校や教育委員会の取組を支援してきたところでございます。

今後とも、各学校がそれぞれの実情を踏まえ、学校の安全確保という重要な課題に適切に対応していくことができるよう、学校安全に関する施策の一層の推進を図つてまいります。

PISA調査の目的についてのお尋ねでござります。

PISA調査は、OECDが行つてゐる国際的な学習到達度に関する調査であります。具体的には、義務教育修了時点の十五歳児を対象として、その知識や技能を実生活の様々な場面で直面する課題にどの程度活用できるか、応用力を測定する学力の低下傾向については深刻に受け止める必要があると考へております。このため、学習指導要領全体の見直しが必要であると考え、先般、中央教育審議会に対しまして見直しに当たつての検討課題を示し、御審議をいただいているところでございます。

今後、中央教育審議会においては、各教科や総合的な学習の時間など、学習指導要領全体について検討し、本年秋までに具体的な方向性をお示しいただきたいと考えております。

私はいたしましては、あくまで教育を受ける子供の立場に立つて、常にその時点で最善と考へられる教育を行つたために、スピード感を持って検討を進めてまいります。

PISAで連続一位になつたフィンランドの教育について、なぜ学ぼうとしないのかというお尋ねでございます。

フィンランドは、国が教育課程の基本的枠組みを定め、全国的な教育水準の確保、教育の機会均

官 報 (号 外)

○議長(扇千景君) これにて質疑は終了いたしました。
した。

○議長(扇千景君)　日程第一　地方自治法第百五
十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の
設置に関する承認を求めるの件を議題といたしま

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員
岸宏一君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

投票総数	三百三十
賛成	二百三十一
反対	〇

めの規定の整備等を行おうとするものであります。委員会におきましては、管轄区域の変更と住民の利便性の確保、管轄区域を見直す場合の基準、今後の法改正の必要性、日本司法支援センターの運営の在り方、公正証書の作成の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に沿って御承知願います。

○議長(扇千景君) 日程第四 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○木村仁君　ただいま議題となりました法律案につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申立てます。

質疑を終局し、採決の結果本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願い
ます。

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。
す。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたしま

投票総数
二百二十九
す。

三百三十九

た。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

討論を終局し採決の結果本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました

した。

団塊の表示を改めるに
嘉瀬川県新潟市嘉瀬川
への編入合併後も従前の簡易裁判所の管轄区域を
維持するとともに、今後同様の事態に対応するた

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

詒説を終局し、採決の結果、本法律案は、多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

平成十七年三月十八日 参議院会議録第八号

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関し承認を求める
轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案

裁判所の設立及び管

官 報 (号 外)

なお、本法律案に対し三項目から成る附帯決議が付せられております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長(局千景君) これより採決をいたします。
本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 問もなく投票を終了いたしました。
す。——これにて投票を終了いたします。

○議長（鷲千景君） 投票の結果を報告いたします

投票總數
二百三十

よつて、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(震千景君) 本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十九分散会

出席者は左のとおり。

副議長

近藤正道君
鰐淵洋子君
山本保君
谷合又市
征治君
大田昌秀君
正明君

扇角田
山本義一君
又市千景君
谷合征治君
正明君

西田潤上	浜田昌良君	小泉昭男君	山本香苗君	福本潤一君	山谷えり子君	山口那津男君	渡辺孝男君	木村仁君	佐藤昭郎君	遠山清彦君	松あきら君	澤雄二君	坂本由紀子君
岩永加納	岩城吉田	中島有村	藤野岸	小池中村	西島未松	木庭健太郎君	太田豊秋君	白浜一良君	浜四津敏子君	谷川秀善君	山崎正昭君	岸宏一君	福島みづほ君
浩美君	時男君	光英君	啓雄君	治子君	信夫君	正勝君	英利君	博彦君	信介君	桿君	昶君	弘友和夫君	浮島とも子君
岩永	岩城	吉田	中島	藤野	岸	小池	西島	中村	太田	草川	山崎	龟井郁夫君	坂本由紀子君
加納	時男君	光英君	啓雄君	治子君	信夫君	正勝君	英利君	博彦君	信介君	正昭君	正昭君	和夫君	浮島とも子君
浩美君	時男君	光英君	啓雄君	治子君	信夫君	正勝君	英利君	博彦君	信介君	英利君	正昭君	和夫君	坂本由紀子君
岩永	岩城	吉田	中島	藤野	岸	小池	西島	中村	太田	草川	山崎	龟井郁夫君	坂本由紀子君
加納	時男君	光英君	啓雄君	治子君	信夫君	正勝君	英利君	博彦君	信介君	正昭君	正昭君	和夫君	坂本由紀子君
浩美君	時男君	光英君	啓雄君	治子君	信夫君	正勝君	英利君	博彦君	信介君	英利君	正昭君	和夫君	坂本由紀子君

國井	阿部	正幸君
保坂	三藏君	
荒井	広幸君	
狩野	安君	
景山俊太郎君	吉村剛太郎君	
鴻池	清水嘉与子君	
杏掛	祥肇君	
藤井	哲男君	
伊達	基之君	
忠一君		
長谷川憲正君		
水落	敏榮君	
黒岩	宇洋君	
椎名	一保君	
岡田	直樹君	
関口	昌一君	
野上浩太郎君		
舛添	要一君	
田村耕太郎君		
脇	雅史君	
世耕		
林	弘成君	
矢野	哲朗君	
北岡	力君	
中原	直君	
青木	芳正君	
陣内	秀二君	
賢二君	爽君	
真鍋	幹雄君	
	孝雄君	

三浦	金田	勝年君	國臣君	國臣	一水君
岩井	松村	泉	溝手	佐藤	
若林	田中	直紀君	正俊君	泰三君	信也君
田中	片山虎之助	加治屋義人君	鈴木	陽悅君	
若林	後藤	荻原	愛知	山本	順三君
田中	森元	健司君	治郎君	松村	祥史君
若林	恒雄君	司君	司君	松村	
田中	俊夫君	庸介君	鶴保	鈴木	
山下	英利君	博子君	秋元	山本	
山内	廣君	大太君	秋元	山本	
山村	公平君	政二君	敬三君	武見	鈴木
岡田	一太君	聖子君	岩夫君	橋本	中曾根弘文君
岡田	英利君	真人君	岩夫君	橋本	昭子君
岡田	公平君	聖子君	中曾根弘文君	中曾根弘文君	山東

竹山 関谷 藤末 健三君 勝嗣君 裕君
 松下 水岡 俊一君 新平君
 足立 白 小林 喜納 昌吉君 信也君
 太白 真勲君
 若林 秀樹君 泰弘君
 山根 喜納 昌吉君 信也君
 辻 森 広野ただし君
 泰弘君 ゆうこ君
 隆治君 了君
 郡司 佐藤 雄平君
 彰君 充君
 櫻井 直嶋 正行君
 小林 元君
 伊藤 基隆君
 平田 健二君
 渡辺 広中和歌子君
 今泉 田村 秀昭君
 林 仁比
 久美子君 聰平君
 島田智哉子君
 松井 芝 博一君
 犬塚 直史君
 孝治君

新君	桜井	尾立	源喜君	富岡由紀夫君
糸数	慶子君	藤本	祐司君	那谷屋正義君
柳澤	光美君	加藤	敏幸君	下田
神本美恵子君	池口	修次君	敦子君	柳澤
平野	達男君	大塚	耕平君	神本美恵子君
高嶋	良充君	福山	哲郎君	工藤堅太郎君
小川	敏夫君	円	より子君	高嶋
山本	孝史君	朝日	俊弘君	良充君
佐藤	道夫君	田名部匡省君	西岡	敏夫君
大石	正光君	山下八洲夫君	武夫君	道夫君
蓮	舫君	前川	清成君	正光君
鈴木	智子君	小林美恵子君	津田弥太郎君	蓮
紙	寛君			鈴木

官報(号外)

岩本 司君 ルネン アルティ君	樺葉賀津也君	議長の報告事項 去る十一日議長において、次のとおり常任委員の 辞任を許可し、その補欠を指名した。
井上 哲士君 ルネン アルティ君	内藤 正光君	法務委員 行政監視委員
浅尾慶一郎君	木俣 佳丈君	辞任 補欠
高橋 千秋君	谷 博之君	蓮 松岡 徹君
藤原 正司君	緒方 靖夫君	蓮 舟 紙
小池 晃君	羽田雄一郎君	松下 幌君
大江 康弘君	齋藤 効君	新平君
和田ひろ子君	北澤 勝也君	松下 新平君
家西 悟君	千葉 春子君	蓮
市田 忠義君	佐藤 泰介君	廣田 一君
江田 五月君	吉川 東君	蓮
柳田 稔君	前田 武志君	廣田 一君
岡崎トミ子君	峰崎 進君	鰐淵 洋子君
築瀬 直樹君	築瀬 峰崎君	山本 香苗君
峰崎 直樹君	小泉純一郎君	坂本由紀子君
内閣総理大臣	麻生 太郎君	坂本由紀子君
総務大臣	南野知恵子君	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。 同日内閣から次の議案が提出された。 社会保障に関する日本国とベルギー王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣第八号) 社会保障に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣第九号) 構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(閣法第七号) (閣法第七四号) 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七五号) 日本アルコール産業株式会社法案(閣法第七六号)
外務大臣	町村 信孝君	同日議員から次の質問主意書が提出された。 登記手数料に関する質問主意書(尾立源幸君提出第一二号) 同日内閣から次の答弁書を受領した。 参議院議員糸數慶子君提出在外務省のワイン等酒類及び絵画等美術品の購入に関する質問に対する答弁書(第六号)
文部科学大臣	中山 成彬君	同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。 十九百六十五年の国際海上交通の簡易化に関する答弁書(第七号)
厚生労働大臣	尾辻 秀久君	
國務大臣	細田 博之君	
内閣官房長官	大野 功統君	
防衛厅長官	山崎 正昭君	
副大臣	塩谷 寛君	
防衛厅副長官	今津 立君	
文部科学副大臣	大田 昌秀君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 実紀史君	
文部科学副大臣	吉川 春子君	
内閣官房副長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	前川 清成君	
國務大臣	前田 武志君	
内閣官房長官	風間 舜君	
防衛厅長官	山本 香苗君	
副大臣	仁比 晴平君	
防衛厅副長官	井上 哲士君	
文部科学副大臣	近藤 正道君	
内閣官房副長官	大田 昌秀君	
防衛厅副長官	吉川 春子君	
國務大臣	山本 香苗君	
内閣官房長官	前川 清成君	
防衛厅長官	前田 武志君	
國務大臣	風間 舜君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅長官	仁比 晴平君	
副大臣	井上 哲士君	
防衛厅副長官	近藤 正道君	
文部科学副大臣	大田 昌秀君	
内閣官房副長官	吉川 春子君	
防衛厅副長官	山本 香苗君	
國務大臣	前川 清成君	
内閣官房長官	前田 武志君	
防衛厅長官	風間 舜君	
國務大臣	山本 香苗君	
内閣官房長官	仁比 晴平君	
防衛厅副長官	井上 哲士君	
文部科学副大臣	近藤 正道君	
内閣官房副長官	大田 昌秀君	
防衛厅副長官	吉川 春子君	
國務大臣	山本 香苗君	
内閣官房長官	前川 清成君	
防衛厅長官	前田 武志君	
國務大臣	風間 舜君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅長官	仁比 晴平君	
國務大臣	井上 哲士君	
内閣官房長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	
内閣官房長官	山本 香苗君	
防衛厅副長官	仁比 晴平君	
文部科学副大臣	井上 哲士君	
内閣官房副長官	近藤 正道君	
防衛厅副長官	大田 昌秀君	
國務大臣	吉川 春子君	</td

官報(号外)

參議院議員櫻井充君提出印紙稅に関する質問に 対する答弁書(第九号)											
同日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく平成十七年特定独立行政法人の常勤職員数に関する報告を受領した。											
同日議長は、ルネ・パン・デア・リンデン歐州評議會議長より、同議長の歐州評議會議員會議議長就任に際し発送した祝電に対する礼状を接受した。											
一昨十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
補欠											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
岸 信夫君											
小泉 昭男君											
大野つや子君											
齋藤 勤君											
山本 敏夫君											
渡辺 実仁君											
西田 浩史君											
山本 隆治君											
山根 勤君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											
内閣委員											
辞任											
有村 治子君											
山崎 力君											

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

書

地方税法等の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

右
国会に提出する。

平成十七年二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月十七日

厚生労働委員長 岸 宏一
参議院議長 扇 千景殿

共職業安定所を設置する必要があるので、別紙のとりその設置について、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別紙

名 称	位置	管 轄 区 域
越谷公共職業安定所	越 谷 市	越谷市 吉川市 北葛飾郡のうち松伏町

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

率的な遂行を図るため、越谷公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第百五十六

条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであつて、妥当な措置と認める。

平成十七年三月十七日

法務委員長 渡辺 孝男
参議院議長 扇 千景殿

要領書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

要領書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年三月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

前の簡易裁判所の管轄区域が維持される範囲を拡大するための規定の整備等を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

要領書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

率的な遂行を図るため、越谷公共職業安定所を設置することについて、地方自治法第百五十六

条第四項の規定に基づき、国会の承認を求めるものであつて、妥当な措置と認める。

平成十七年三月十七日

法務委員長 渡辺 孝男
参議院議長 扇 千景殿

要領書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

要領書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年三月十日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を外交防衛委員会に付託した。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日委員長から次の報告書が提出された。

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

書

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第二〇号)審査報告書

右
国会に提出する。

平成十七年二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、公共職業安定所の設置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一一号)審査報告書

右は全会一致をもつて承認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十七年三月十七日

厚生労働委員長 岸 宏一
参議院議長 扇 千景殿

共職業安定所を設置する必要があるので、別紙のとりその設置について、地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、国会の承認を求める。

別表第四表今津簡易裁判所の項を次のように改める。
高島簡易裁判所

別表第四表今津簡易裁判所の項を次のように改める。
東近江簡易裁判所

別表第四表吉井簡易裁判所の項を次のように改める。
うきは簡易裁判所

別表第四表吉井簡易裁判所の項を次のように改める。
うきは市

官 報 (号外)

別表第四表三角簡易裁判所の項を次のように改める。

宇城簡易裁判所

宇城市

別表第四表宮地簡易裁判所の項を次のように改める。

阿蘇簡易裁判所

阿蘇市

別表第四表脇町簡易裁判所の項を次のように改める。

美馬市

別表第五表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中「名栗村 越生町」を「越生町」に改める。

美馬市

別表第五表水戸簡易裁判所の項を次のように改める。

水 戸
茨城県の内
水戸市 ひたちなか市 那珂市 那珂郡 久慈郡
東茨城郡の内
茨城町 小川町 美野里町 大洗町 城里町(七会支所の所管区域を除く。)
鹿島郡の内
旭村 錐田町 大洋村

別表第五表笠間簡易裁判所の項を次のように改める。

茨城県の内

笠間市 西茨城郡

東茨城郡の内

城里町の内

七会支所の所管区域

別表第五表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「久慈郡の内 金砂郷内 水府村 里美村」を削り、同表大田
原簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒磯市」を「那須塩原市」に改め、「西那須野町 塩原町」を削り、同表
足利簡易裁判所の管轄区域の欄中「安蘇郡」を削り、同表前橋簡易裁判所の管轄区域の欄中「大胡町
宮城村 粕川村 赤城村」を「赤城村」に改め、同表掛川簡易裁判所の管轄区域の欄中「御前崎市(御前
崎、白羽及び港を除く。」を「御前崎市(御前崎、白羽及び港を除く。) 菊川市」に改め、同表都留簡
裁判所の管轄区域の欄中「大月市」を「大月市 上野原市」に、「秋山村 道志村」を「道志村」に、「上野
原町 小菅村」を「小菅村」に改め、同表長野簡易裁判所の管轄区域の欄中「更級郡」を削る。

別表第五表新潟簡易裁判所の項を次のように改める。

新潟県の内

新潟市(新津支所及び小須戸支所の各所管区域を除く。)

西蒲原郡の内

弥彦村 吉田町 卷町

別表第五表新津簡易裁判所の項を次のように改める。

新潟県の内

新潟市の内

新津支所及び小須戸支所の各所管区域

五泉市 東蒲原郡 中蒲原郡

別表第五表新発田簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊栄市 阿賀野市」を「阿賀野市」に改め、同表糸魚川簡易裁判所の管轄区域の欄中「西頸城郡」を削り、同表堺簡易裁判所の管轄区域の欄中「南河内郡の内」を削り、同表富田林簡易裁判所の管轄区域の欄中「河内長野市」を「河内長野市 南河内郡」に改め、「南河内郡の内太子町 千早赤阪村」を削り、同表洲本簡易裁判所の管轄区域の欄中「洲本市 津名郡」を「洲本市 南あわじ市 津名郡」に改める。

別表第五表今津簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「犬上郡」を「犬上郡 愛知郡」に改め、「愛知郡の内河南町 太子町 千早赤阪村」を削り、同表長浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「長浜市」を「長浜市 米原市」に改める。

別表第五表今津簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表八日市簡易裁判所の項を次のように改める。

高 島

滋賀県の内

高島市

湖東町 秦荘町」を削る。

別表第五表彦根簡易裁判所の管轄区域の欄中「犬上郡」を「犬上郡 愛知郡」に改め、「愛知郡の内河南町 太子町 千早赤阪村」を削り、同表長浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「長浜市」を「長浜市 米原市」に改める。

別表第五表長浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「長浜市」を「長浜市 米原市」に改める。

別表第五表津簡易裁判所の項を次のように改める。

東 近 江

滋賀県の内

東近江市

近江八幡市

蒲生郡

神崎郡

別表第五表長浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「長浜市」を「長浜市 米原市」に改める。

別表第五表津簡易裁判所の項を次のように改める。

三重県の内

津市 亀山市 久居市

松阪市の内

嬉野地域振興局及び三雲地域振興局の各所管区域

別表第五表松阪簡易裁判所の管轄区域の欄中「松阪市 飯南郡」を「松阪市(嬉野地域振興局及び三雲地域振興局の各所管区域を除く。)」に、「大宮町 紀勢町 大内山村」を「大紀町」に改め、同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「武儀郡」を削り、同表中津川簡易裁判所の管轄区域の欄中「恵那郡」を削

報 (号外)

簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊町」 豊浜町
中「沼隈郡」を削り、同表秋簡易裁判所の管轄区域の欄
田万川町 むつみ村」を「阿武町」に改め、同表岩国簡易裁判所の管轄区域の欄中「岩国市」を「岩国市
玖珂郡」に改め、「玖珂郡の内」 和木町 由宇町 玖珂町 本郷村 周東町 錦町 美川町 美和町」を削り、同
表柳井簡易裁判所の管轄区域の欄中「大畠町」の内」を削り、同表下関簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊
浦郡」を削り、同表岡山簡易裁判所の管轄区域の欄中「瀬戸内市」を「瀬戸内市 赤磐市」に改め、同表
笠岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「後月郡」を削り、同表鳥取簡易裁判所の管轄区域の欄中「気高郡」を
削り、同表宗像簡易裁判所の管轄区域の欄中「宗像市」を「宗像市 福津市」に改め、同表久留米簡易裁
判所の管轄区域の欄中「三瀬郡」の内「城島町」 三瀬町」を削る。

別表第五表柳川簡易裁判所の管轄区域の欄中「山門郡」を「山門郡 三潴郡」に改め、「三潴郡の大木町」を削り、同表佐賀簡易裁判所の管轄区域の欄中「多久市」を「多久市 小城市」に改め、「小城市」を削り、同表鹿島簡易裁判所の管轄区域の欄中「福富町 有明町」を削り、同表長崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「香焼町 三和町 伊王島町 高島町 野母崎町 長与町」を「長与町」に改め、「外海町」を削り、同表諫早簡易裁判所の管轄区域の欄中「北高来郡」及び「西彼杵郡の内 多良見町」を削り、同表大分簡易裁判所の管

			宇 城
		別表第五表宮地簡易裁判所の項を次のように改める。	熊本県の内
高 森	阿 蘇	熊本県の内	宇土市長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町、上天草市大矢野町維和、大矢野町上、大矢野町中、大矢野町登立及び大矢野町湯島
	阿蘇郡の内	阿蘇市	宇城市の内
上 益 城 郡 の 内	阿蘇郡の内	阿蘇郡	三角支所の所管区域
山 都 町 の 内	産山村 小国町 南小国町	熊本県の内	
蘇陽総合支所の所管区域	熊本県の内	阿蘇市	
	阿蘇郡の内	阿蘇郡	
高 森 町	南阿蘇村	熊本県の内	
高 森 郡 の 内		阿蘇郡	
		熊本県の内	

轄区域の欄中「大分市 大分郡 北海部郡」を「大分市 白杵市野津町大字秋山、野津町大字岩屋、野津町大字烏嶺、野津町大字老松、野津町大字王子、野津町大字落谷、野津町大字垣河内、野津町大字亀甲、野津町大字西寒田、野津町大字白岩、野津町大字清水原、野津町大字千塚、野津町大字泊、野津町大字西神野、野津町大字西畠、野津町大字野津市、野津町大字八里合、野津町大字原、野津町大字東谷、野津町大字福良木、野津町大字藤小野、野津町大字前河内、野津町大字都原、野津町大字宮原、野津町大字山頭、野津町大字柚野木及び野津町大字吉田 大分郡に、「野津町 千歳村」を「千歳村」に改め、同表中津簡易裁判所の管轄区域の欄中「下毛郡 宇佐郡」を「宇佐郡」に改め、同表佐伯簡易裁判所の管轄区域の欄中「南海部郡」を削り、同表臼杵簡易裁判所の管轄区域の欄中「臼杵市」を「臼杵市(大分簡易裁判所の管轄区域を除く。)」に改め、同表熊本簡易裁判所の管轄区域の欄中「宇土市(長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町を除く。)」を「宇土市(長浜町、上網田町、下網田町、戸口町及び赤瀬町を除く。)」に、「松橋町 小川町 豊野町 城南町」を「城南町」に改め、「宇土郡内の戸口町及び赤瀬町を除く。」に、「戸口町及び赤瀬町を除く。」を削る。

官 報 (号 外)

<p>別表第五表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「東津野村 葉山村」を「津野町」に改める。</p> <p>別表第五表松山簡易裁判所の項を次のように改める。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 10%;">松</td><td style="width: 10%;">山</td><td style="width: 10%;">愛媛県の内</td><td style="width: 10%;">松山市 伊予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡</td><td style="width: 10%;">喜多郡内子町の内</td><td style="width: 10%;">小田支所の所管区域</td></tr> </table>	松	山	愛媛県の内	松山市 伊予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡	喜多郡内子町の内	小田支所の所管区域					
松	山	愛媛県の内	松山市 伊予市 東温市 上浮穴郡 伊予郡	喜多郡内子町の内	小田支所の所管区域						
<p>別表第五表大洲簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜多郡」を「喜多郡内子町(小田支所の所管区域を除く。)」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居浜市」を「新居浜市 今治市宮窪町四阪島」に改め、「越智郡宮窪町大字友浦の内梶島、明神島、家島、美濃島、鼠島」を削り、同表今治簡易裁判所の管轄区域の欄中「今治市(宮窪町四阪島を除く。) 越智郡」に改める。</p>											

別表第五表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「西津軽郡」を「つがる市 西津軽郡」に改め、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「十和田湖町 六戸町」を「六戸町」に改める。

別表第五表脇町簡易裁判所の項を次のように改める。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

審査報告書

地方税法等の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十七年三月十八日 参議院会議録第八号 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案 地方税法等の一部を改正する法律案

を「須賀川市 田村市」に改め、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「河辺郡」を削り、同表鰺ヶ沢簡易裁判所の管轄区域の欄中「西津軽郡」を「つがる市 西津軽郡」に改め、同表十和田簡易裁判所の管轄区域の欄中「十和田湖町 六戸町」を「六戸町」に改める。

別表第五表脇町簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「東津野村 葉山村」を「津野町」に改める。

別表第五表松山簡易裁判所の項を次のように改める。

別表第五表須崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「喜多郡内子町(小田支所の所管区域を除く。)」に改め、同表新居浜簡易裁判所の管轄区域の欄中「新居浜市」を「新居浜市 今治市宮窪町四阪島」に改め、「越智郡宮窪町大字友浦の内梶島、明神島、家島、美濃島、鼠島」を削り、同表今治簡易裁判所の管轄区域の欄中「今治市(宮窪町四阪島を除く。) 越智郡」に改める。

うこととし、あわせて国有提供施設等所在市町村助成交付金等について所要の改正を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認めることとする。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

一、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

二、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

三、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

四、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

五、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

六、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

七、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

八、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

九、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

十、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

十一、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

十二、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

十三、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

十四、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

十五、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

十六、費用

平成十七年度の地方税制改正による地方税の増減収見込額は、初年度二十億円減、平年度三千九百九十七億円増である。

地方税法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十七年三月八日

衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 扇 千景殿

地方税法等の一部を改正する法律案

「同条第四項」に改め、同条第三項中「又は第三項」を「又は第四項」に改める。

第四十八条第一項中「市町村の地域」を「報告に係る滞納者」に、「三月をこえない」を「一年を超えない」に改め、同条第七項中「第一項の徴収及び滞納処分並びに第二項」を「第三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「当該滞納に係る」を同項又は第二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする」に、「除くほか」に、「同項」を第一項に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「当該滞納に係る」を「前二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする」に、「同項」を第一項に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の六月一日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとする。この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴収金及びこれとあわせて納付し、又は納入すべき市町村民税に係る地方団体の徴収金について、同項の規定により、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金とあわ

せて徴収し、又は滞納処分をすることができる。

第五十条第一項中「第四十八条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「隠蔽し」を「隠ぺいし」に改め、同条第二項及び第四項各号中「第四十八

条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第七十二条の四第一項第二号の二中「国立大

学法人等」の下に「及び日本司法支援センタ」

を加える。

第七十二条の五第一項第五号中「厚生年金基金連合会」を「企業年金連合会」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十二条の十五第二項中「昭和六十年法律第八十八号」を「第二十六条第一項」を「昭和六十年法律第八十八号」に改め、同項において「労働者派遣法」という。

第六条第一項に改め、「労働者派遣契約」の下に「又は船員派遣契約」を加え、「労働者派遣(同

法)」を「労働者派遣(労働者派遣法)に、本項

を「この項」に改め、「同じ」の下に「若しくは

一定の期間の末日までの間の納期限に係る個

人の道府県民税を滞納したときは、その旨を

遅滞なく道府県知事に報告するものとする。

この場合において、道府県知事が市町村長の

同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当

該滞納に係る道府県民税に係る地方団体の徴

収金及びこれとあわせて納付し、又は納入す

べき市町村民税に係る地方団体の徴収金につ

いて、同項の一定の期間に限り、同項の規定

の例により、同項の地方団体の徴収金とあわ

派遣法」に改め、「をいう。」の下に「又は当該船員派遣に係る派遣船員(船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。)」を加え、「同項」を「前項」に、「の対価として当該労働者派遣」を「又は当該船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣に改める。

第七十二条の二十三第一項中「本項」を「この項」に改め、「身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び、育成医療の給付」を削り、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に、「若しくは老人保健法」を「老人保健法」に、「若しくは介護保険法」を「介護保険法」に、「部分につき」を「部分若しくは障害者自立支援法(平成十七年法律第八号)」の規定によって支給することとされる自立支援医療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分につき」に改める。

第七十二条の二十四の十第一項中「本節」を「この節」に、「附加価値額、資本等の金額、所得若しくは収入金額について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額又は第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額」を「附加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額(第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定によつて申告書を提出すべき事業年度の附加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額に限る。)」に改める。

第七十二条の四十八第四項第三号を次のよう

に改める。

第七十二条の四十九の八第一項中「身体障

害者福祉法」及び「育成医療の給付」を削り、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関す

3 第一項の規定による関係道府県ごとの分割は、申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する事務所又は事業所について、課税標準額の総額を「製造業にあつては当該事務所又は事業所の従業者の数に、電気供給業にあつてはその四分の三に相当する額を當該事務所又は事業所の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、その四分の一に相当する額を當該事務所又は事業所の固定資産の価額に、ガス供給業及び倉庫業にあつては当該事務所又は事業所の固定資産の価額に、その四分の一に相当する額を當該事務所又は事業所の従業者にあつてはその二分の一に相当する額を當該事務所又は事業所の数に、その二分の一に相当する額を當該事務所又は事業所の従業者の数にあつてはその二分の一に相当する額を當該事務所又は事業所の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に、その他の事業にあつてはその二分の一に相当する額を當該事務所又は事業所の数に、その二分の一に相当する額を當該事務所又は事業所の従業者の数にあん分して行うものとする。

第七十二条の四十八第四項第三号を次のよう

に改める。

第七十二条の四十九の八第一項中「身体障

害者福祉法」及び「育成医療の給付」を削り、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関す

る。

第七十二条の四十八第三項を次のように改め

る。

第七十二条の四十九の八第一項中「身体障

害者福祉法」及び「育成医療の給付」を削り、「若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」を「精神保健及び精神障害者福祉に関す

る。

する法律」に、「若しくは老人保健法」を、「老人保健法」に、「若しくは介護保険法」を、「介護保険法」に、「部分につき」を「部分若しくは障害者自立支援法の規定によつて支給することとされる自立支援医療費の支給認定に係る障害者若しくは障害児に対する自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分につきに改める。

第七十三条の四第一項第一号中「本州四国連絡橋公団」を削り、「日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改め、同項第四号の四中「身体障害者福祉法」の下に「(昭和二十四年法律第二百八十三号)」を加え、同項第十一号中「若しくは第十五号イ又は第二項第一号若しくは第二号」を「又は第十五号イ」に改め、「若しくは第二項第一号若しくは第二号」を削り、同項第二十号中「新事業創出促進法(平成十年法律第二百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」を「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)第三十一条第一項第一号」に改め、同項中第三十一号を削り、第三十二号を第三十一号とし、第三十三号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次の二号を加える。

三十六 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構が独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法(平成十七年法律第

三十七 日本司法支援センターが総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第三十条

第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

第七十三条の四中第二項を第三項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 道府県は、外国の政府が不動産を次に掲げる施設の用に供する不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の

取得に対しては、不動産取得税を課することができない。ただし、第三号に掲げる施設の用に供する不動産については、外国が不動産取得税に相当する税を当該外国において日本国に同号に掲げる施設の用に供する不動産の取得に対して課する場合においては、この限りでない。

一 大使館、公使館又は領事館

二 専ら大使館、公使館若しくは領事館の長又は大使館若しくは公使館の職員の居住の用に供する施設

三 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設

第七十三条の七に次の二号を加える。

二十 保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社が、保険契約者保護機構による同項第二号の決定を受けて行う同法第二百七十七条の三の二第六項の規定による同項第二号の決定を受けた場合においては、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかがこの項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

第一百五十二条第三項中「第十二条(自動車の

二百六十条第二項に規定する破綻保険会社の使用の本拠の位置が一の道府県から他の道府県に変更された場合に限る。以下同じ。」を削り、同項第四項中「第十二条」を削り、第一百五十二条の二中「第十二条」を削る。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条の四」の下に「及び第四十二条の十二」を加え、同項第四号の三イ中「本節」を「この節」に、「及

び」を「並びに」に、「の規定により控除」を「及び第六十八条の十五の二の規定により控除」に改め、同号口中「及び」を「並びに」に、「の規定により控除」を「及び第六十八条の十五の二の規定により控除」に改める。

第二百九十五条第一項第二号中「年齢六十

歳以上の者」を削る。

第三百一十七条の二第二項中「又は第三項」を「又は第四項」に、「本節」を「この節」に、「本条」を「この条」に、「第三百一十七条の六第三項」を「第三百一十七条の六第四項」に改め、同条第二項中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第三項中「第三項」を「第四項」に改める。

第三百一十七条の六中第二項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

4 第一項の賦課期日後に、その主たる定置場が一の道府県から他の道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合においては、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかがこの項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

五百十条第四項を次のように改める。

4 第一項の賦課期日後に、その主たる定置場

が一の道府県から他の道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合においては、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、同項及び第二項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合でこれらの所有者のいずれかがこの項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して自動車税を課されないときは、この限りでない。

三百一十七条の六中第二項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けなくなつたものがある場合には、当該給与の支払を受けている者で給与の支払をする際所得税法第八十三条の規定によつて所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者で給与の支払を受けなくなつた者について、当該給与の支払を受けなくなつた者に付する支払を受けなくなつた者に付する支払を受けなくなつた日の属する年の翌年の一月三十一日までに、総務省令の定めるところによつて、当該給与の支払を受けなくなつた者について、当該給与の支払を受けなくなつた者に付する支払を受けなくなつた日現在における住所所在市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けなくなつた日年に付する支払を受けなくなつた日現在における住所所在市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。ただし、その給

官 報 (号 外)

官 報 (号外)

規定する高度アレジション放送施設の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の四分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

36 都市再生特別措置法第六十五条に基づき当該認定整備事業者が同法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に基づき当該認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内において同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるもの用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

37 都市再生特別措置法第六十六条第一項に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域の区域内にある不動産の所有者が、当該不動産を当該認定整備事業計画に基づき同法第六十五条に基づき当該認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、同法第六十七条に規定する認定整備事業で政令で定めるもの用に供する不動産を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

38 農業經營基盤強化促進法第二十三条第四項に規定する特定農業法人が農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項に規定する農業振興地域整備計画において農用地区域として定められている区域内にある土地で農業經營による協議又は同法第二十七条の四第二項の規定による調停に係るものを得た場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第十二条の四第一項及び第三項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

5 所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第一号)附則第五十五条第三項に規定する受贈者に係る前各項の規定の適用については、第一項中「租税特別措置法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第一号)附則第五十五条第三項」に規定する前各項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

附則第十四条に次の二項を加える。

5 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域で政令で定めるものにおいて都市鉄道等利便増進法平成十七年法律第一号(第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌

財若しくは同法第二百三十三条に規定する登録記念物である家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第二百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区の区域内にある家屋で政令で定めるもの若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地又は旧重要美術品等の保存に関する法律第二条第一項の規定により認定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十九年三月三十一日までに行われたときに限り、当該建築物の一部等又は当該不動産の価格の五分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

39 外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律(平成九年法律第九十一号)第七条第一項に規定する認定構想推進事業者(民法第三十四条の法人に限る。)が、文化財保護法の規定によつて重要な文化財、国宝、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物若しくは特別史跡名勝天然記念物として指定された家屋若しくは当該家屋の敷地の用に供されている土地、同法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財、同法第五十九条第三項に規定する登録有形民俗文化

官 報 (号 外)

道経営の用に供するトンネルに対しても、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することはできない。

附則第十五条第三項中「平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「本項」を「この項」に、「第八条第一項」を

の二第三項に規定する特定港湾一般港湾運送事業者等、「これらの者のうち」及び「免許又は」を削り、「これらの者に」を当該許可を受けた者に改め、「(当該特定倉庫で総務省令で定めるものにあつては、当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の六分の五)」を削り、同条第四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日に改め、同条第五項中「平成十六年四月一日」を「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日」に、「第十八項」を「第十七項」に、「又は第六号に掲げるものの(総務省令で定めるものを除く。)」を「第六号に掲げるものの(総務省令で定めるものを除く。)又は第九号に掲げるもの」に改め、「又は第七号」を削り、「三分の一」の下に「第七号又は」を加え、同項に次の一号を加える。

揮発性有機化合物排出施設から排出される
同条第四項に規定する揮発性有機化合物の
排出の抑制に資する施設(第四号に掲げる
施設を除く。)で総務省令で定めるもの

十四年四月一日」を「大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日」に改め、「第五項第九号」の下に「又は第十一号」を加え、同条第九項中「第十八項」を「第十七項」に改め、同条第十一項中「以下本項において特定駐車場」という。」を削り、「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「六分の五」を「八分の七」に改め、同条第十二項中「同法第三十四条第一項の規定による緑化地域内の建築物の敷地内の同条第三項に規定する緑化施設の整備に係るもの」を削り、「緑化施設で政令で定めるもの」を「同法第三十四条第二項に規定する緑化施設(同法第三十五条の規定又は同法第三十九条第二項に規定する地区計画等緑化率条例の規定による規制の対象となる建築物(以下この項において「特定建築物」という。)の緑化施設でこれら(規定による緑化率の規制の最低限度以下の部分として政令で定めるものを除く。)で政令で定めるもの(以下この項において「特定緑化施設」という。)に改め、「都市緑地保全法の一部を改正する法律(平成十三年法律第三十七号)の施行の日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に、「当該緑化施設」を「当該特定緑化施設」に改め、「二分の一」の下に「(特定建築物の特定緑化施設にあつては、当該特定緑化施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一)」を加え、同条第十四項中「平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日ま

で」に改め、「六分の五」の下に「(当該機械その他の設備のうち総務省令で定めるものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の七)を加え、同条第十六項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第二十
三項中「を除く。」及び「を」を除く。」に改め、
「東南海・南海地震防災対策推進地域」の下に
「及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係
る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平
成十六年法律第二十七号)第三条第一項に規定
する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対
策推進地域」を加え、「平成十六年四月一日」を
「平成十七年四月一日」に改め、同条第二十四項
中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三
月三十一日」に改め、同条第二十五項中「第三百
四十九条の三第二項」を「第五十項」に改め、
同条第二十七項中「のうち政令で定めるもの」及
び「(平成十一年法律第六十三号)」を削り、「平
成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三
十一日」に改め、同条第二十八項中「平成十七年三
月三十一日」を「平成十八年五月三十一日」に改
め、同条第二十九項中「平成十三年四月一日か
ら平成十七年三月三十一日まで」を「平成十七年
四月一日から平成十八年五月三十一日まで」
に、「本項」を「この項」に、「四分の三」を「五分
の四」に、「五分の四」を「六分の五」に改め、同
条第三十項中「平成十三年四月一日から平成十
七年三月三十一日まで」を「平成十七年四月一日
から平成十八年五月三十一日まで」に、「四分の
三」を「五分の四」に改め、同条第三十一項中「第
三十五項」を「第三十三項」に、「平成十七年三月

三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三十四項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第三十六項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に改め、「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第十項中「本項」を「この項」に、「第十五項若しくは第二十一項」を「若しくは第十四項」に改め、同条第十四項を「第三十五項」を「第三十三項」に改め、同条第四十二項中「平成十七年三月三十日」を「平成十九年三月三十日」に改め、同条第四十六項中「第三百四十九条の三第十二項」を「第五十項」に改め、同条第四十九項中「平成十七年三月三十一日」を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第五十項及び第五十一項を次のように改める。

51 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの(法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十日までの間に取得した同条第一項に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの(第四十八項及び第四十九項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

つ迅速な避難の確保を図るための施設又は設備の用に供する家屋及び償却資産で総務省令で定めるもの(当該所有者又は管理者が同条第三項の規定により作成する計画に記載されたものに限る。)に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対する新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが当該都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に取得した同条第三号に規定する都市鉄道施設及び同条第四号に規定する駅附帯施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に對して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

附則第十六条第五項中「平成十七年三月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改める。

附則第十六条の二の見出し中「阪神・淡路大震災」の下に「及び三宅島噴火災害」を加え、同条第一項中「本項」を「この項」に改め、「被災住宅用地」という。」の下に「で特定地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の区域内にあるもの」を加え、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、「賦課期日において」の下に「特定地区的区域内に」を加え、同条第三項中「本項」を「この項」に改め、「被災共用土地」という。」の下に「のうち特定地区的区域内にあるものを」を加え、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、同条第四項中「第三百五十二条の二第三項」を「第三百五十二条の二第五項」に、「本項」を「この項」に改め、「特定被災共用土地」という。」の下に「のうち特定地区的区域内にあるものを」を加え、「平成八年度から平成十

官 報 (号 外)

ある場合に、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、同条第八項及び第九項中「である場合」を「であり、かつ、特定地区的区域内にある場合」に、「平成八年度から平成十七年度まで」を「平成十七年度から平成二十二年度まで」に改め、「者をもつて」の下に「当該仮換地等に係る」を加え、同条第十項中「滅失し、又は損壊した家屋」の下に「の敷地の用に供されていた土地が特定地区的区域内にある場合において、当該滅失し、又は損壊した家屋」を加え、「平成七年一月十七日から平成十七年三月三十一日までの間に、」を「平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に、当該特定地区的区域内に改め、「又は当該損壊した家屋を」の下に「最初に」を加え、「平成七年一月十七日以後」を「平成十七年四月一日以後」に、「本項」を「この項」に改め、同条中第十一項を第十三項とし、第十項の次に次の二項を加える。

11 東京都三宅村は、平成十二年から平成十七

年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域内に係る災害により滅失し、又は損壊した家屋の所有者(当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)その他の政令で定める者が、東京都三宅村の区域内に平成十七年二月一日から平成二十一年三月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋が取得され、又は改築された家屋に対する固定資産税については、当該家屋が取得され、又は改築された日

(当該家屋が平成十七年一月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ)の年度分の固定資産税については、当該家屋に係る固定資産税額(前条(第四項を除く)の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後)の額。以下この項において同じ)のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額(当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合における当該家屋が区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額)のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

12 平成十二年から平成十七年までの間の火山現象による東京都三宅村の区域内に係る災害により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者

(当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む)その他の政令で定める者が、東京都三宅村の区域内に平成十七年二月一日から平成二十一年三月三十日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対する固定資産税については、当該家屋が取得され、又は改築された日

(共有持分の取得を含む。以下この項において同じ)し、又は当該損壊した償却資産を改良した場合における当該取得され、又は改良された償却資産(改良された償却資産にあっては、当該償却資産の当該改良された部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得され、若しくは改良された償却資産が共有物である場合にあつては、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産が取得され、又は改良された日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額(第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三まで)の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額)とする。

附則第十七条各号目列記以外の部分中「本條」を「この条」に改め、同条第四号イの表⁽²⁾中「平成十六年度又は」を「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第十七号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成十六年改正前的地方税法」という)第三百四十九条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれら

の規定に定める率で除して得た額とし、当該度が「に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成十六年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成十七年改正前の地方税法」という)に改め、同号ロの表⁽²⁾中「地方税法第三百四十九条の三(第二十二項)を「地方税法第三百四十九条の三(第二十三項)に、「平成十六年度又は」を「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受けた土地であるときは、当該額をこれら

の規定に定める率で除して得た額とし、当該度が「に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成十六年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成十六年改正前の地方税法」という)に改め、同号ロの表⁽²⁾中「地方税法第三百四十九条の三(第二十二項)を「地方税法第三百四十九条の三(第二十三項)に、「平成十六年度又は」を「平成十六年度である場合であつて、当該土地が平成十五年度分の固定資産税について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受けた土地であるときは、当該額をこれら

の規定に定める率で除して得た額とし、当該度が「に、「当該年度の前年度分の固定資産税について」を「平成十六年度分の固定資産税について地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)第一条の規定による改正前の地方税法(以下「平成十六年改正前の地方税法」という)第三百四十九条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれら

官 報 (号 外)

附則第十八条の三第二項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十六年改正前的地方税法」を加え、同項第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十七年改正前的地方税法」を加え、同条第四項第二号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十六年改正前的地方税法」を加え、同項第三号口中「同年度分の固定資産税について」の下に「平成十七年改正前的地方税法」を加える。

附則第二十五条第二項及び第二十五条の二中「第二十二項」を「第二十項」に改める。

附則第二十五条の三を次のように改める。

第二十五条の三 附則第二十五条第二項において

[View all posts by \[Author Name\] →](#)

1

一般住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等	非住宅用宅地等以外の宅地等又は非住宅用宅地等である部分及び非住宅用宅地等以外である部分を併せ有する宅地等
---	---	--

に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の都市計画税については、附則第十七条第四号に規定する前年年度課税標準額の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日に於いて該当した土地のうち同年度において都市計画税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の基礎となつた価格の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎として得た額とする。

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 平成十五年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成十四年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)

ロ 平成十四年度分の都市計画税について

百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)口 平成十五年度分の都市計画税について
平成十六年改正前の地方税法附則第二十
五条第一項又は第二十五条の二の規定の
適用を受ける特定用途宅地等 当該特定
用途宅地等に係るこれらの規定に規定す
る同年度分の都市計画税の課税標準とな
るべき額(当該特定用途宅地等が同年度
分の固定資産税について平成十六年改正
前の地方税法第三百四十九条の三(第二
十三項を除く。)又は附則第十五条から第
十五条の三までの規定の適用を受ける土
地であるときは、当該額をこれらの規定
に定める率で除じて得た額)

□ 平成十四年度分の都市計画税について
平成十五年改正前の地方税法附則第二十
五条第一項の規定の適用を受ける特定用
途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同
項に規定する同年度分の都市計画税の課
税標準となるべき額(当該特定用途宅地
等が同年度分の固定資産税について平成
十五年改正前の地方税法第三百四十九条
の三(第二十三項を除く。)又は附則第十一
五条から第十五条の三までの規定の適用
を受ける土地であるときは、当該額をこ
れらの規定に定める率で除して得た額)
平成十六年度 次に掲げる宅地等の区分
に応じ、それぞれに定める額

イ 口に掲げる特定用途宅地等以外の特定
用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る
平成十五年度分の固定資産税の課税標準
の基礎となつた価格(当該特定用途宅地
等が同年度分の都市計画税について第七

□ 平成十五年度分の都市計画税について
平成十六年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十
三条項を除く。)又は附則第十五条から第十五
条の三までの規定の適用を受ける土地であるとき
に定める率で除して得た額)
三 平成十七年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額
イ □に掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る平成十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二十二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額)
ロ 平成十六年度分の都市計画税について
平成十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準とな

るべき額(当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十二条項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額)

十五年度分の都市計画税にあつては第一号に掲げる額、平成十六年度類似用途変更宅地等に係る平成十六年度分の都市計画税にあつては第二号に掲げる額、平成十七年度類似用途変更宅地等に係る平成十七年度分の都市計画税にあつては第三号に掲げる額とする。

計画税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「平成十五年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る平成十五年度類似課税標準額の総額を当該平成十五年度類似特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

イ 口に掲げる平成十四年度類似特定用途
宅地等以外の平成十四年度類似特定用途
宅地等 当該平成十四年度類似特定用途
宅地等に係る平成十四年度分の固定資産
税の課税標準の基礎となつた価格(当該
平成十四年度類似特定用途宅地等が同年
度分の都市計画税について第七百二十二条
三の規定の適用を受ける土地であるときは
は、当該価格に同条に定める率を乗じて

一項の表の「上欄に掲げる宅地等に該当するもの」のうち当該宅地等の類似土地が平成十四年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項目において「平成十五年度類似用途変更宅地等」という。）、同条第一項第三号に掲げる宅地等で平成十六年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち當該宅地等の類似土地が平成十五年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成十六年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第二項第四号に掲げる宅地等で平成十七年度に係る賦課期日において同表

で平成十七年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもののうち当該宅地等の類似土地が平成十六年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「平成十七年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第五号に規定する比準課税標準額は、同号の規定にかかわらず、平成十五年度類似用途変更宅地等に係る平成

二 で除して得た数値を乗じて得た額
当該平成十六年度類似用途変更宅地等の
類似土地に係る平成十五年度分の固定資産
税の課税標準の基礎となつた価格に比準する
価格に、当該平成十六年度類似用途変更
宅地等が平成十六年度に係る賦課期日におい
て該当した第一項の表の上欄に掲げる宅
地等に平成十五年度に係る賦課期日におい
て該当した土地のうち同年度において都

同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 平成十四年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める額

一 平成十五年度類似課税標準額 次に掲げ
る宅地等の区分に応じ、それぞれに定める
額

官 報 (号 外)

平成十五年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて

得た額)
□ 平成十五年度分の都市計画税について
平成十六年改正前の地方税法附則第二十

五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける平成十五年度類似特定用途宅地等 当該平成十五年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準について平成十六年改正前の地方税法第三百四十九条の三(第二十三項を除く。)又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額)

一 平成十六年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれに定める

イ 口に掲げる平成十六年度類似特定用途宅地等以外の平成十六年度類似特定用途宅地等 当該平成十六年度類似特定用途宅地等に係る平成十六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格(当該平成十六年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて

□ 平成十六年度分の都市計画税について
平成十七年改正前の地方税法附則第二十五条第一項又は第二十五条の二の規定の適用を受ける平成十六年度類似特定用途宅地等当該平成十六年度類似特定用途宅地等に係るこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額(当該平成十六年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について平成十七年改正前の地方税法第三百四十九条の三第二十二項を除く。)又は附則第十五条规定から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれららの規定に定める率で除して得た額)

附則第三十一条の二の二に見出として「特別土地保有税の非課税」を付し、同条第一項中「附則第十一条第一項若しくは第三項から第六項まで又は第十一條第十二項、第二十項、第二十一項若しくは第三十項」を「附則第十一条第三項又は第四項」に改め、同条第二項中「附則第三十二条の二の二」を「附則第三十一条の二の二」に改め、「附則第三十一条の二の二第一項」に改め、同条を附則第三十一条の二とする。

附則第三十一条の二の三の前の見出しを削り、同条第一項中「附則第三十一条の二の三第三項」を「附則第三十一条の二の二第一項」に改め、同条を附則第三十一条の二の二とし、同条の前に見出しとして「特別土地保有税の課税の特例」を付する。

附則第三十一条の三中第四項を削り、第五項を第四項とし、第六項を削り、同条第七項中「第四項から前項まで」を「前項」に改め、同項を同条第五項とする。

附則第三十一条の三の二第一項中「同条第三項」を「同条第二項」に、「本項」を「この項」に、「並びに次条第一項」を「次条第一項並びに第31条の3の4第一項及び第三項」に、「平成十七年三月三十一日までの期間(当該期間内に免除期間の末日がある場合には、平成十三年四月一日から当該免除期間の末日までの期間)」を「免除期間の末日までの期間」に改める。

附則第三十一条の三の三第一項中「同条第三項」を「同条第二項」に、「本項及び次項」を「この項及び次項並びに次条」に、「平成十七年三月三十一日までの期間(当該期間内に免除期間の末日がある場合には、平成十三年四月一日から当

該免除期間の末日までの期間)」を「免除期間の

末日までの期間」に、「本項において」を「この項及び次条において」に、「本項及び第三項」を「この項及び第三項並びに次条」に改め、同条の次

第三十一条の三の四 市町村は、予定期間（前条第三項の規定により読み替えて準用する第六百一条第二項の規定により予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。）が定められている土地の所有者等が、平成十七年四月一日から予定期間の末日までの期間内に、当該予定期間に係る前条第三項の規定により読み替えて準用する第六百一条第三項又は第四項の規定による徴収の猶予の理由の全部又は一部の変更の申出をし、かつ、当該申出に係る土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について特例譲渡をする予定であること又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市町村長の認定を受け、当該認定の日から二年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下この条において「変更後予定期間」という。）内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係

第三十一条の三の二第四項若しくは附則第三百一条第二項の規定により予定期間を延長する場合又は前条第三項の規定により変更後予定期間を延長する場合においては、これらの規定にかかるわらず、同日以後において延長し、又は定める期間の合計が十年を超えない範囲内で当該免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を定めなければならない。ただし、免除期間、予定期間又は変更後予定期間が定められている土地が土地区画整理による土地区画整理事業の施行に係るもの又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行に係るものであり、かつ、当該土地区画整理事業又は市街地再開発事業の事業施行期間の終了の時が免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日において当該末日後に定められているときは、免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を当該事業施行期間の終了の時までとることができる。

市町村長は、前項の規定により免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を定めた場合において、震災、風水害、火災その他の災害により免除期間、予定期間又は変更後予定期間に内に当該土地を附則第三十一条の三の二第一項に規定する特例譲渡をし、又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合には、前項の規定にかかるわらず、第六百一条

の二第二項、附則第三十一条の三の二第四項又は附則第三十二条の三の三第三項において準用する場合を含む。)又は前条第三項の規定により、二年を超えない範囲内で一回に限り、更に免除期間、予定期間又は変更後予定期間を延長することができる。

3 前二項の規定は、次に掲げる土地については、適用しない。

- 一 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する土地区域画整理法による土地区域画整理事業又は都市再開発法による市街地再開発事業に係る土地

二 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業に係る土地

4 平成十七年四月一日以後における第六百二条第一項第一号ニに掲げる土地の譲渡で政令で定めるものに係る同条の規定の適用については、同項中「当該土地の譲渡をし」とあるのは「当該土地の譲渡をするための公募をし」と、「当該土地の譲渡があつたこと」とあるのは「当該土地の譲渡をするための公募があつたこと」とする。

附則第三十二条第三項中「平成十七年三月三十日」を「平成十九年三月三十一日」に、「本項」を「この項」に改め、同条第四項中「本項」を「この項」に、平成十七年三月三十一日を「平成十九年三月三十一日」に改め、同条第九項中「本項」を「この項」に改め、「から第十三項まで」

を削り、同条第十一項中「政令で定めるものの取得」を「バス、トラックその他の総務省令で定めるものの取得(第三項)」に、「平成十六年四月一日から平成十七年九月三十日まで」を「平成十七年十月一日から平成十八年三月三十一日まで」に、「本項」を「この項」に、「次の各号に掲げる自動車の区分に応じ当該各号に定める率をそれぞれ」を「百分の一を」に改め、同項各号を削り、同条第十二項及び第十三項を削る。

附則第三十二条の三第一項を削り、同条第二項を同条とする。

附則第三十二条の五の表中「附則第三十二条の三第二項」を「附則第三十二条の三」に改める。

附則第三十四条第一項中「第三十六条第一項」を「第三十六條」に改める。

に、「第九項第三号」を「第八項第三号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第三十七条の十第三項各号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を「第十第四項各号」を「第三十七条の十第三項各号」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を「同条第三項」とし、同条第四項中「第三十七条の十第三項各号」を「第三十七条の十第四項」に改め、同項を「第二項」とし、同条第五項中「第三項」を「第二項」に改め、同項を「同条第四項」とし、同項を「第三十七項」に改め、同項を「同条第四項」とし、同項を「第六項」とし、第七項を「第六項」とし、第八項を「第七項」とし、同条第九項第二号中「第三十七条の十第七項第四号」を「第三十七条の十第六項第四号」に改め、同項を「第四号」に附則第三十五条の二第七項」を「附則第三十五条の二第六項」に改め、同項を「同条第八項」とし、同条第六項中「第七項中」を「第六項中」に、「附則第三十五条の二第十項」を「附則第三十五条の二第九項」に改め、同項を「同条第七項」とし、「同条第六項」に改め、同項を「同条第九項」とする。

附則第三十五条の二の三を削る。

附則第三十五条の二第一項中「(以下本項)」を「(以下この項)」に改め、「(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下本項、次条第一項及び第二項、附則第三十五条の二第一項並びに第三十五条の三第四項において同じ。)」を削り、「前条第一項前段」を「附則第三十五条の二第一項前段」に、「本項及び次項」を「(この項)」に、「第四項」を「(第三項)」に、「同条第九項第三号」を「同条第八項第三号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を「同条第二項」とし、同条第四項中「前条第

九項」を「附則第三十五条の二第八項」に、「附則第三十五条の二の二第一項」を「附則第三十五条の二の三第一項」に改め、同項を「同条第三項」とし、同条第五項中「前各項」を「前二項」に、「前二項」を「前一項前段」を「附則第三十五条の二第一項前段」に、「前条第十項において準用する同条第一項前段」に、「同条第十項」を「同条第九項」に、「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に、「同条第九項第三号」を「同条第八項第三号」に改め、「第二項中「前条第三十五条の二第七項」を「附則第三十五条の二第七項」に改め、「第二項中「前条第六項」に改め、「同条第七項」を「第六項」とし、「附則第三十五条の二第八項」を「附則第三十五条の二第七項」に、「前条第十項において準用する同条第二項」とを削り、「前条第九項」を「附則第三十五条の二第八項」とあるのは「前条第十項」とあるのは「前条第十項において準用する同条第一項」に、「第四項」を「第三項」に、「第五項」を「第四項」に、「同条第九項第三号」に改め、「第二項中「前条第三十五条の二第七項」を「附則第三十五条の二第七項」に、「前条第十項において準用する同条第二項」とを削り、「前条第九項」を「附則第三十五条の二第八項」とあるのは「前条第十項」とあるのは「第三百十七条の二第一項」と、「第四十五条の三第一項」とあるのは「第三百七十二条の三第一項」と読み替えるものとする。

2 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十の二第一項に規定する特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座に保管の委託がされている特定管理口座)に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項、次条第一項並びに附則第三十五条の二の四第一項及び第二項において同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

(特定管理株式が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第三十五条の二の二 道府県民税の所得割の納稅義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の二第六項並びに第三十五条の三第四項において同じ。)」を削り、「前条第一項前段」を「附則第三十五条の二第一項前段」に、「本項及び次項」を「(この項)」に、「第四項」を「(第三項)」に、「同条第九項第三号」を「同条第八項第三号」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を「同条第二項」とし、同条第四項中「前条第

3 第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書(その提出期限において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これら申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

4 第一項及び第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 前各項の規定は、個人の市町村民税について準用する。この場合において、第一項中「前条第一項から第八項まで」とあるのは「前条第九項において準用する同条第一項から第八項まで」と、第三項中「第四十五条の二第一項」に規定する特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式の譲渡(これに類するものとして政令で定めるものを含む。以下この項、次条第一項並びに附則第三十五条の二の四第一項及び第二項において同じ。)をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

第三十五条の二の四 道府県民税の所得割の納稅義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の二第一項に規定する特定管理口座(その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理口座に保管の委託がされている上場株式等(以下この項において同じ。)に同条第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき保管の委託がされていいる上場株式等(以下この項において同じ。)の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等と(いう。)の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲

独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項及び第三条第一項
独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法附則第二条第一項
盤整備機構	独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法附則第二条第一項
附則第三十九条の二第二項中「東京地下鉄株式会社法」の下に「(平成十四年法律第百八十八号)」を加える。	附則第三十九条の二第二項中「東京地下鉄株式会社法」の下に「(平成十四年法律第百八十八号)」を加える。
附則第四十条第七項中「百分の十五」を「百分の七・五」に、「四万円」を「二万円」に改める。	附則第四十条第七項中「百分の十五」を「百分の七・五」に、「四万円」を「二万円」に改める。
(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)	(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正)
第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。	第二条 国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(昭和三十一年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。
第一条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第七号中「もつばら」を「専ら」に改め、「を除く。」の下に「並びに同条第九項各号に掲げる固定資産」を加える。	第一条第三項中「次の各号に」を「次に」に改め、同項第七号中「もつばら」を「専ら」に改め、「を除く。」の下に「並びに同条第九項各号に掲げる固定資産」を加える。
(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部改正)	(国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部改正)
第三条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十一年法律第百四号)の一部を次のように改正する。	第三条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律(昭和三十一年法律第百四号)の一部を次のように改正する。
第一項中「政令で定める弾薬庫及び燃料庫」を「弾薬庫、燃料庫及び通信施設」に改める。	第一項中「政令で定める弾薬庫及び燃料庫」を「弾薬庫、燃料庫及び通信施設」に改める。
第四条 所得譲与税法(平成十六年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。	第四条 所得譲与税法(平成十六年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
第一条中「四千二百四十九億円」を「一兆千五百八十六億円」に改める。	第一条中「四千二百四十九億円」を「一兆千五百八十六億円」に改める。
二 第一条中地方税法第二十四条の五第一項第二号、第四十五条の二第一項から第三項まで、第二百九十五条第一項第二号、第三百七条の二第一項から第三項まで及び第三百七条の六の改正規定、同法附則第三十五条の改正規定、同法附則第三十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の二から第三十五条の二の六までの改正規定、同法附則第三十五条の三の改正規定(平成十七年三月三十一日)を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。)及び同法附則第四十条第七項の改正規定並びに附則第二条第一項から第五項まで及び第七項から第九項まで並びに第六条の規定 平成十八年一月一日	二 第一条中地方税法第二十四条の五第一項第二号、第四十五条の二第一項から第三項まで、第二百九十五条第一項第二号、第三百七条の二第一項から第三項まで及び第三百七条の六の改正規定、同法附則第三十五条の改正規定、同法附則第三十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の二から第三十五条の二の六までの改正規定、同法附則第三十五条の三の改正規定(平成十七年三月三十一日)を「平成十九年三月三十一日」に改める部分を除く。)及び同法附則第四十条第七項の改正規定並びに附則第二条第一項から第五項まで及び第七項から第九項まで並びに第六条の規定 平成十八年一月一日
三 第一条中地方税法第七十三条の十四第六項の改正規定(「食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第六条第一項第一号」の改正規定、同法第七十三条の四第一項第一号の改正規定(「日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改める部分に限る。)、同法第五百五十条第四項、第一百五十二条第三項及び第四項、第一百五十五条の二並びに第三百四十八条第二項第二号の二から第二号の四までの改正規定、同法第三百四十九条の三第三十五項の改正規定(「とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の四分の三の額」を削る部分に限る。)、同法第五百八十六条第二項第九号の二並びに第七百一条の三十一第一号に掲げる規定の施行の日	三 第一条中地方税法第七十三条の十四第六項の改正規定(「食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第六条第一項第一号」の改正規定、同法第七十三条の四第一項第一号の改正規定(「日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構」を「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に改める部分に限る。)、同法第五百五十条第四項、第一百五十二条第三項及び第四項、第一百五十五条の二並びに第三百四十八条第二項第二号の二から第二号の四までの改正規定、同法第三百四十九条の三第三十五項の改正規定(「とし、その後五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の四分の三の額」を削る部分に限る。)、同法第五百八十六条第二項第九号の二並びに第七百一条の三十一第一号に掲げる規定の施行の日
四 第一条中地方税法第三百四十九条の三第三十九項の改正規定及び同条第四十項の改正規定(「六分の一」を「三分の一」に改める部分に限る。)並びに附則第七条第九項及び第十項並びに第十条第四項及び第五項の規定 平成十八年四月一日	四 第一条中地方税法第三百四十九条の三第三十九項の改正規定及び同条第四十項の改正規定(「六分の一」を「三分の一」に改める部分に限る。)並びに附則第七条第九項及び第十項並びに第十条第四項及び第五項の規定 平成十八年四月一日
五 第一条中地方税法第三百四十九条の三第三十九項の改正規定(「十八歳未満の者」を「二十歳未満の者」に改める部分に限る。)並びに附則第七条第九項及び第十項並びに第十条第四項及び第五項の規定 平成十八年四月一日	五 第一条中地方税法第三百四十九条の三第三十九項の改正規定(「十八歳未満の者」を「二十歳未満の者」に改める部分に限る。)並びに附則第七条第九項及び第十項並びに第十条第四項及び第五項の規定 平成十八年四月一日
六 第一条中地方税法附則第十五条第五項及び第八項の改正規定(「第十八項」を「第十七項」に改める部分を除く。)並びに附則第七条第十项及び第十三項の規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十九号)の施行の日	六 第一条中地方税法附則第十五条第五項及び第八項の改正規定(「第十八項」を「第十七項」に改める部分を除く。)並びに附則第七条第十项及び第十三項の規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十九号)の施行の日
七 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第一号に二号を加える改正規定(同項第三十七条号に係る部分に限る。) 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日	七 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第一号に二号を加える改正規定(同項第三十七条号に係る部分に限る。) 総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
八 第一条中地方税法第三百四十八条第二項に三号を加える改正規定(同項第四十二号に係る部分に限る。) 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日	八 第一条中地方税法第三百四十八条第二項に三号を加える改正規定(同項第四十二号に係る部分に限る。) 総合法律支援法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

九 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二項の規定 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)
削る部分に限る)、同法第三百四十九条の三第二十五項の改正規定(「若しくは本州四国連絡橋公團」を削る部分に限る)、同法附則第十九条の三第十八項の改正規定(「若しくは本州四国連絡橋公團」を削る部分に限る)、同法附則第十五条の二第二項の改正規定(「本州四国連絡橋公團」を削る部分に限る)、同法附則第十九条の三第十九条第十一号を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号に改める部分に限る)並びに附則第七条第十二項及び第十条第七項の規定 日本道路公團等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)の施行の日
十 第一条中地方税法第七十二条の二十三第一項、第七十二条の四十九の八第一項及び第七十三条の四第一項第四号の四の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二号)の施行の日
十一 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第十一号の改正規定並びに同法附則第十条第十三項並びに第十二条第三十四項及び第三十五項の改正規定 公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)の施行の日
十二 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第十二号、第五百八十六条第二項第一号の五及び第十四号並びに第七百一条の三十四第十三項第十八号の改正規定並びに附則第四条第三項第十九条の三第十九条第十一号を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号に改める部分に限る)、同法附則第十五条の二第二項の改正規定(「本州四国連絡橋公團」を削る部分に限る)、同法附則第十九条の三第十九条第十一号を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号に改める部分に限る)並びに附則第七条第十二項及び第十条第七項の規定 日本道路公團等民営化関係法施行法(平成十六年法律第百二号)の施行の日
十三 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二項に二号を加える改正規定(同項第三十六号に係る部分に限る)及び同法第三百四十八条第二項に三号を加える改正規定(同項第四十一号に係る部分に限る) 独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構法(平成十七年法律第 号)の施行の日
十四 第一条中地方税法第七百一条の三十四第六項の改正規定及び同法附则第十五条第三項の改正規定(平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日まで)を「平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日まで」に改め部分及び「当該特定倉庫で総務省令で定めるものにあつては、当該特定倉庫に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の六分の五」を削る部分を除く) 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
十五 第一条中地方税法附則第十二条に六項を加える改正規定(同条第五十八項に係る部分に限る) 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
十六 第一条中地方税法附則第十二条に六項を加える改正規定(同条第三十六項及び第三十七項に係る部分に限る) 民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
十七 第一条中地方税法附則第十二条に六項を加える改正規定(同条第三十九項に係る部分に限る) 通訳案内業法及び外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第一条ただし書に規定する日
十八 第一条中地方税法附則第十四条に一項を加える改正規定及び同法附則第十五条に三項を加える改正規定(同条第五十九項に係る部分に限る) 都市鉄道等利便増進法(平成十七年法律第 号)の施行の日
十九 第一条中地方税法附則第十五条に三項を加える改正規定(同条第五十七項に係る部分に限る) 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日
二十 第一条中地方税法附則第十五条に三項を加える改正規定(同条第五十八項に係る部分に限る) 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日
二十一 第一条の規定による改正後の地方税法第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という)第二十四条の五第一項第4号並びに附則第四十条第六項及び第七項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十七年度分までのとあるのは、「六百円」とする。

官報(号外)

5 道府県は、平成十九年度分の個人の道府県民税の所得割に限り、所得割の納稅義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割(新法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。)については、新法の規定中所得割に関する部分(新法第三十七条の三を除く。)を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三十七条の三の規定の適用については、同条中「第三十五条から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第二条第五項」とする。	6 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前的地方税法(以下「旧法」という。)第四十八条第一項の規定により道府県の徴税吏員が行っている徴収又は滞納処分は、新法第四十八条第一項の規定により道府県の徴税吏員が行っている徴収又は滞納処分とみなす。	7 新法附則第三十五条の二の二の規定は、平成十七年四月一日(以下「施行日」という。)以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。	8 新法附則第三十五条の三(所得税法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)第	9 新法附則第三十五条の三(新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第四号に定める特定株式に係る部分に限る。)の規定は、所得割の納稅義務者が施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。(不動産取得税に関する経過措置)	10 新法附則第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の四十九の八第一項の規定は、障害者自立支援法附则第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われるこれらの規定に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについて適用し、同日前に行われた旧法第七十二条の二十三第一項又は第七十二条の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。	11 旧法第七十三条の四第一項第二十一号の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が同号に規定する土地のうち中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」である。	12 新法附則第十二条第十六項に規定する代替房屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「敷地の用に供されたいた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの(以下この項において「特定地区」という。)の区域内にある場合において、当該被災家屋の所有者その他の政令で定める者が、当該特定地
13 新法第七十二条の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る規定による改正後の租税特別措置法(次	14 第二項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。)の規定は、所得割の納稅義務者が中小企业経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納稅義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。	15 第二項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。)の規定は、所得割の納稅義務者が中小企业経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に施行されたときに限り、なおその効力を有する。	16 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	17 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	18 法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。	19 法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。	20 法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
21 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	22 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	23 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	24 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	25 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	26 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	27 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。	28 第二十一号中「新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)第三十二条第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律(平成十七年法律第号)附則第十六条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四条第二号から第三号まで」とある。

		8 新法第三百四十九条の三第三十三項の規定 は、平成十八年四月一日以後に建設された同項に規定する償却資産に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年三月三十一日までに建設された旧法第三百四十九条の三第三十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
9 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定 は、平成十九年四月一日以後に取得された同項に規定する事務所及び倉庫に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年三月三十日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十九項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	10 新法第三百四十九条の三第三十八項の規定 は、同項に規定する固定資産(平成十九年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産を除く。)に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第四十項に規定する固定資産のうち平成十九年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	11 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十一条第十二項に規定する緑化施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
12 平成十六年四月一日から大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十六号)の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	13 平成十四年四月一日から大気汚染防止法の一 部を改正する法律の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	14 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に設置された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
15 平成十三年八月二十四日から平成十七年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第十二項に規定する緑化施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	16 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十一条第五十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	17 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十 五条第二十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
18 平成十三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	19 平成十三年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。	20 平成十五年一月一日から平成十七年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十 五条第五十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
21 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新たに取得された旧法附則第十 五条第五十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前 の例による。	22 新法附則第十五条の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法附則第十五条の二第二項に規定する	2 新法第七百一条の三第一項第五号及び第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に開始

官 報 (号 外)

する事業年度分の法人の事業及び平成十八年以後の年分の個人の事業で同日以後に開始するものに対して課すべき事業所税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業及び平成十八年分の個人の事業で同日前に開始したものに対して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

前項の規定にかかる平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始される第三種第三回の、

分の個人の事業で平成十八年四月一日以後に開始するもの及び平成十九年分の個人の事業で平成十九年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とあるのは、「六十二歳」とする。

4 第二項の規定にかかるらず、平成十九年四月

平成二十二年分の個人の事業及び平成二十二年分の個人の事業で平成二十二年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十二第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とあるのは、「六十三歳」とす

第二項の規定にかかるわらず、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成二十二年分の個人の事業で平成二十二年四月一日以後に開始するもの、平成二十三年分の個人の事業、平成二十四年分の個人の事業及び平成二十五年分の個人の事業で平成二十五年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一十二条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とあるのは、「六十五歳」とする。

6 旧法第七百一条の三十四第三項第一号に掲げる施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十二第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項において同じ。)において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

7 旧法附則第三十二条の七第二項に規定する事業のうち、同項に規定する中核的民間施設に係る事業所等(平成十一年四月三日から平成十七年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該中核的民間施設に係る同項に規定する者が行う事業に對して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十六年度分までの都市計画税については、な
お從前の例による。

二 新法第七百二条第二項の規定(新法第三百四十九条の三第十項の規定に関する部分に限る。)は、新法第三百四十九条の三第十項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十八年度以

後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の三第十項の規定の適用を受けたる家屋に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 旧法第三百四十九条の三第十一項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

4 新法第七百二条第二項の規定(新法第三百四十九条の三第三十七項の規定に関する部分に限る。)は、平成十九年四月一日以後に取得された新法第三百四十九条の三第三十七項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十九項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する都市計画税については、なお前前の例による。

新法第七百二条第二項の規定(新法第三百四十九条の三第三十八項の規定に関する部分に限る。)は、新法第三百四十九条の三第三十八項の規定の適用を受ける土地及び家屋(平成十九年三月三十一日までに取得された家屋を除く。)に対する課する平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の三第四十項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十九年度分までの都市計画税及び同項の規定の適用を受ける平成十九年三月三十一日までに取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7 新法附則第十五条の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法附則第十五条の二第一項に規定する固定資産(償却資産を除く。)に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十一條 新法第七百三十三条の四第十七項及び第十六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の

7 新法附則第十五條の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産（償却資産を除く。）に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、な
お従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十一 条 新法第七百三十三条の四第十七項及び第一
十六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の
国民健康保険税について適用し、平成十六年度

7 新法附則第十五條の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産(償却資産を除く。)に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、な
お従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十一 条 新法第七百三十三条の四第十七項及び第一
十六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の
国民健康保険税について適用し、平成十六年度

平成十七年三月十八日 参議院会議録第八号 地方税法等の一部を改正する法律案

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

官 報 (号 外)

那谷屋正義君	内藤 正光君	在日米軍から排出される廃棄物に関しては、
直嶋 正行君	西岡 武夫君	境調査に関する質問主意書
羽田雄一郎君	白 真勲君	右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。
林 久美子君	平田 健二君	平成十七年三月一日
平野 達男君	廣田 一君	糸数 慶子
広中和歌子君	廣野ただし君	在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環
福山 哲郎君	藤末 健三君	境調査に関する質問主意書
前川 清成君	前田 武志君	沖縄県は、第三セクターによる廃棄物処理セン
松井 孝治君	松下 新平君	ターの設置に向け、平成十六年度内に基本構想を
円 より子君	水岡 俊一君	策定する予定である。
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君	平成十七年一月三十日付け沖縄タイムス朝刊によると、公共関与による産業廃棄物処理施設の整
築瀬 進君	柳澤 光美君	備促進基本構想検討委員会(以下「本委員会」とい
柳田 稔君	山下八洲夫君	う)幹事会では、米軍施設から排出される廃棄物
山根 隆治君	山本 孝史君	が論議の対象となり、幹事会としての沖縄県知事
蓮 航君	和田ひろ子君	への最終報告案づくりにおいて「(米軍廃棄物)の最終処分の受け入れには、米軍等の動向を見極め
若林 秀樹君	渡辺 秀央君	た対応が必要」との文言を盛り込み、米軍の廃棄
井上 哲士君	市田 忠義君	物が廃棄物処理センターの処理容量を大きく左右
緒方 靖夫君	紙 純子君	すると指摘している。
小池 晃君	小林美恵子君	申された。この最終報告の「公共関与の必要性と
大門実紀史君	仁比 聰平君	事業に向けての基本的考え方」においては、特に
吉川 春子君	福島みづほ君	米軍基地からの廃棄物の処理について施策を求めて
近藤 正道君	又市 征治君	いる。その項目は次のとおりである。
渕上 貞雄君	黒岩 宇洋君	平成十七年三月十八日には、本委員会の最終報告が知事に答
糸数 慶子君	鈴木 陽悦君	申された。この最終報告の「公共関与の必要性と
角田 義一君		事業に向けての基本的考え方」においては、特に
		米軍基地からの廃棄物の処理について施策を求めて
		いる。その項目は次のとおりである。
		在日米軍から排出される廃棄物に関しては、
		境調査に関する質問主意書
		右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出
		する。
		平成十七年三月一日
		糸数 慶子
		在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環
		境調査に関する質問主意書
		沖縄県は、第三セクターによる廃棄物処理セン
		ターの設置に向け、平成十六年度内に基本構想を
		策定する予定である。
		最終報告が危惧するように、在沖の米軍施設や
		区域から排出される廃棄物は年々増加の一途をた
		どり、沖縄県環境整備課によると、平成十四年四
		月から平成十五年三月までに在沖米軍基地から排
		出された生活系廃棄物は三万三千九百六十三ト
		ン、産業系廃棄物は五千百七十一トンとなつてい
		る。
		この廃棄物の数字は、県民一人当たりの約二倍
		に相当し、その排出量もさることながら、それに
		も増して問題なのは米軍施設における廃棄物の収
		集、運搬及び処分の方法である。
		収集、運搬及び処分については、米軍側が日本
		側の業者と委託契約して処分しているが、分別は
		行われていない。このためリサイクルが困難なう
		と指摘している。
		三、沖縄県の「米軍基地の廃棄物対策」によると、
		米軍側に対し国内法の基準を遵守した適正処理
		の徹底を求めていたが、その実態は明らかでは

官報(号外)

ない。これまで日本政府として、米軍側に対し廃棄物の排出抑制、減量化、適正処理の観点からどのような申入れ又は指導を行つたのか。

四、日本政府は今後、在日米軍から排出される廃棄物の処理について、どのような施策を講じるべきだと考えているのか、示されたい。

五、平成十三年三月に返還された沖縄県北谷町のキャンプ桑江北側(三十八・四ヘクタール)においては、返還後に有害物質のポリ塩化ビフェニールや銃弾などが見つかり、油臭もあり、土壤汚染が確認された。このため、米軍施設においては、返還前あるいは返還時に実施する環境調査の必要性が痛感される。日本政府として在日米軍の施設及び区域において環境調査を実施する考えがある、示されたい。

六、在日米軍施設及び区域の環境調査については、日米合同委員会において、環境汚染発生時は、基地司令官の判断により、地方自治体の立入調査、土壤サンプルの採取などを認めるとする「環境に関する協力」なる合意文書が存在するようだが、その合意文書の内容を明らかにされたい。

右質問する。

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環境調査に関する質問に対する答弁書

れる廃棄物の処理及び環境調査に関する質問に対する答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出在日米軍から排出される廃棄物の処理及び環境調査に関する質問に対する答弁書

お尋ねの「廃棄物の量」については、政府としては承知していない。

お尋ねの「契約内容」については、政府としては承知していない。

今後とも、合衆国軍隊に係る廃棄物が適切に処理され、環境汚染が生じないよう、環境分科委員会の枠組みを通じて適切に対処してまいりたい。

外務省のワイン等酒類及び絵画等美術品の購入に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成十七年三月三日

参議院議長 扇 千景殿

白 眞勲

五について

政府としては、毎年、合衆国軍隊が使用する施設及び区域における水質及び大気質の環境調査を行つてあるところである。なお、合衆国軍隊に係る環境問題が生じた場合には、環境分科委員会の枠組みを通じ、適切に対処してまいりたい。

六について

御指摘の「合意文書」は、昭和四十八年の環境に関する協力についての日米合同委員会合意を指すものと思われるが、その内容は、既に公表されているとおり、環境問題が発生した場合の手続等に関するものであり、現在、外務省のホームページにも掲載されている。

外務省のワイン等酒類及び絵画等美術品の購入に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

外務省が購入しているワイン等酒類について以上の観点から、次の事項について質問する。

一 ワイン等酒類の購入について

外務省が購入しているワイン等酒類については、いかなる目的で購入され又は使用されているかが必ずしも判然とせず、適切な調達ではないものも含まれると懸念する。

1 外務省がワイン等酒類を購入する場合、いかなる基準において選定しているのか明らか

にされたい。また、二〇〇二年以降現在までの購入総量及び購入総額を明らかにされたい。

2 二〇〇二年以降現在までに外務省が購入取

得したワイン等酒類のうち、フランス、ポルトガル及びドイツにある在外公館向けのものについて、銘柄、本数、それぞれの内容量、定価、購入価格、購入者、購入先（購入先と支払先が異なる場合は購入代金支払先）、具体的にワインが納品された納品先、購入日時及びその銘柄を選んだ理由を示された。

3 2で示したワイン等酒類の購入費用は、どの予算科目から、いかなる内容で支出されているか、それぞれ示されたい。

4 2で示した購入ワイン等酒類は、いつ、どこで、いかなる目的で使用されたのか、使用者でいない場合には、どこで、どのように保管されているのかをそれぞれ示されたい。

二 絵画等美術品の購入について
外務省が購入している絵画・版画・陶磁器等美術品については、日本文化の海外における紹介を目的としているが、その目的に適したもののが選定されているかが必ずしも明らかでない。

1 外務省が絵画等美術品を購入する場合、いかなる基準において選定しているのか明らかにされたい。また、二〇〇二年以降現在まで

の購入件数及び購入総額を明らかにされたい。

2 外務省が購入取得した絵画等美術品のうち、ニューヨーク国連代表部、在ニューヨーク総領事館及び在ボルトガル大使館（それぞれの大天使公邸及び職員の住居を含む）向けのものについて、題目、作者名、規格、購入価格、購入者、購入日時、具体的な使用場所（例えば「大使執務室」など）及び保管場所並びにその美術品を選んだ理由を示されたい。

3 2で示した絵画等美術品の購入費用はどの予算科目から、いかなる内容で支出されたのかをそれぞれ示されたい。

4 2で示した購入美術品は、どこで、どのようないかなる目的で存在しているのかそれを示されたい。使用及び保管場所が当初の場所から変更したことがあるものについては、その日時、理由及び変更場所も併せて示されたい。

5 外務省が購入取得した絵画等美術品は、すべて物品管理簿及び美術品写真台帳に正確に記載されているが明らかにされたい。また、全在外公館において購入したワイン等酒類の購入総量及び購入総額については、改めて詳細な調査が必要となるため、お示しすることは困難であるが、この間に外務本省において購入したワインは、合計千六十四本、九百九十五万五千七百三十八円である。

三 国民への開示について
ここで質問した事項は、一般国民にも広く開示されたい。

示されるべき事項に該当すると考える。すでに開示されているなら、その入手方法を具体的に示されたい。開示されていないならば、その理由を示されたい。

右質問する。

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白眞勲君提出外務省のワイン等酒類及び絵画等美術品の購入に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員白眞勲君提出外務省のワイン等酒類及び絵画等美術品の購入に関する質問に対する答弁書

一の1について

一の2から4までについて
外務省が、平成十四年以降現在までに、フランス、ポルトガル及びドイツに所在する在外公館において購入したワイン等酒類の銘柄等の個々のデータについては、改めて詳細な調査が必要となるため、お示しすることは困難であるが、これらは、各在外公館が旅費、交際費等により購入し、会食やレセプション等の機会に使われてきているものである。

二の1について
在外公館は、当該在外公館が所在する国又は地域において我が国を代表する施設であり、在外公館を訪問する要人や各界の関係者に対し、日本文化の魅力を印象付けることは外交活動に資するものである。このような観点から、在外公館にふさわしい美術品を配置するため、外務省は、基本的に、著名な芸術家の作品や、我が国において美術品について一般的に高い評価を得ている団体等の評価や推薦を得た美術品を選定し、購入している。外務省が、平成十四年以来、質、価格等に関する情報や想定される使用機会等を勘案して、ワイン等酒類を選定し、購入している。平成十四年以降現在（平成十七年三月七日。以下同じ。）までに、外務本省及び全在外公館において購入したワイン等酒類の購入総量及び購入総額については、改めて詳細な調査が必要となるため、お示しすることは困難であるが、この間に外務本省において購入したワインは、合計千六十四本、九百九十五万五千七百三十八円である。

二の2から4までについて

外務省が購入した絵画等美術品のうち、国際連合日本政府代表部、在ニューヨーク日本国総領事館及び在ボルトガル日本国大使館において管理しているものの題目等の個々のデータにつ

官報 (号外)

いては、改めて詳細な調査が必要となるため、お示しすることは困難であるが、これらは、戸費等により購入したものである。

二の5について

物品管理簿及び美術品写真台帳の個々の記載内容については、改めて詳細な調査が必要となるため、お示しすることは困難であるが、外務省が購入する美術品は、すべて物品管理簿に適切に記載することとしている。また、美術品写真台帳は、物品管理簿の補助簿であり、法定帳簿ではないが、美術品の適切な管理のために隨時改善を行つており、現在も、改めて整備を行つてあるところである。

三について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律

(平成十一年法律第四十二号)においては、行政機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る当該行政機関が保有する行政文書について、同法第五条各号に掲げる不開示情報のいづれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示するものとされているので、お尋ねの事項に係る文書についても、こうした方法をとることができる。

外務省の「主張する日本外交」における予算措置に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年三月三日

白 真勲

参議院議長 扇 千景殿

外務省の「主張する日本外交」における予算措置に関する質問主意書

我が国が外交政策を効果的かつ戦略的に推進するためには、情報の受信分析能力を強化し、同時に戦略的広報を推進する必要がある。現在の外交政策がいかなる情報に基づいて形成されているのか、また、いかなる情報発信が我が国から外国になされているのか、国民に十分な判断材料が提示される必要がある。

以上の観点から、外務省が平成十七年度重点外交として掲げる「主張する日本外交」に関する予算措置について、以下質問する。

一 外務省は平成十七年度予算案のなかで、情報受信力の強化を目的に、昨年度と同額の内外通信社の「信社購読経費五・九億円を掲げているが、平成

十六年度及び平成十七年度に購読契約済み又は

購読契約を予定している情報誌のうち、韓国及びタイで発行されているもののタイトル、年間

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員白真勲君提出外務省の「主張する日本外交」における予算措置に関する質問に対する答弁書

二 外務省は、理解と信頼を目指した戦略的広報の推進を目的に、アジア・大洋州・中東地域に

向けた国際映像放送他の経費として、平成十六年度に〇・四億円、平成十七年度に〇・五億円の予算を計上してきた。また各種IT、メディア、タウンミーティング等の情報提供手段の拡

参議院議員白真勲君提出外務省の「主張す

る日本外交」における予算措置に関する質

問に対する答弁書

一について

内外通信社購読経費は、情報受信力及び分析力の強化を図るための施策に関する経費であ

り、外交関係新聞記事の調査や収集、外交関係テレビ番組の調査や要約作成、通信社の音声ニュースの受信、各種記者会見等の受信などの

予算は具体的にどのような映像ソフトや番組等に費やされたのか。また、これら作成された映像ソフト等は具体的に、どの場所で、いつ使用されたのか、作成時の発注の仕方、手続、契約者、契約先及び契約先を選ぶ際の基準も併せて示されたい。

三 ここで質問した事項は、一般国民にも広く開示されるべき事項に該当すると考える。すでに開示されているなら、その入手方法を具体的に示されたい。開示されていないならば、その理由を示されたい。

右質問する。

二について

平成十六年度におけるアジア・太平洋地域に向けた国際映像放送による政策広報予算については、観光誘致を目的とした広報番組「Yokoso! Japan Expo 2005 Aichi」を制作しており、平成

十七年三月十八日に香港所在の衛星放送局ST A R社からアジア・太平洋地域を中心とした約二十か国に放映される予定である。また、同番

組はビデオとして在外公館に配布し、広報活動で使用する予定である。契約に当たっては、官報等により広く資料提供招請を行い、複数の応募者から企画案、制作体制及び外務省負担経費概算見積りの提出を受け、厳正に比較衡量した上で審査した結果、凸版印刷株式会社の企画案

が最適であると判断し、外務省大臣官房会計課長と同社代表取締役社長との間で契約を締結した。

平成十六年度における国際問題、国際情勢等

テレビ番組作成予算については、政府開発援助五十周年にちなみ経済協力についての広報を目的とした「世界を救う強い絆～NGOとODA

パートナーシップ物語」を作成しており、また、海外における邦人の安全についての広報を目的とした「海外犯罪恐怖の手口～自分の身は自分で守る～」(仮題)を現在制作中である。前者は、平成十六年十一月二十七日と同年十二月六日にBS日テレで放映されており、後者は、平成十七年三月二十五日と同月二十七日にBS日テレで放映される予定である。また、前者について、一部を外務省ホームページに動画として掲載しており、広報活動に使用している。

官 報 (号 外)

契約に当たっては、外務省ホームページにより広く資料提供招請を行い、複数の応募者から企画案、制作体制及び外務省負担経費概算見積りの提出を受け、厳正に比較衡量した上で審査した結果、いずれの番組においても株式会社テレビパックの企画案が最適であると判断し、外務省大臣官房会計課長と同社代表取締役との間で契約を締結した。

三について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）においては、行政

機関の長は、開示請求があつたときは、開示請求に係る当該行政機関が保有する行政文書について、同法第五条各号に掲げる不開示情報のいづれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示するものとされないので、お尋ねの事項に係る文書についても、こうした方法をとることができる。

なお、平成十六年度におけるアジア・太平洋地域に向けた国際映像放送による政策広報に係る契約については、資料提供招請については平成十六年六月十五日付け官報において、また、番組の放映については同年九月十三日付け官報において、それぞれ公示している。また、

隨意契約の締結については同年九月十三日付け官報において、それより公表している。また、

番組の放映については、外務省英語版ホームページや在外公館において広報を行っている。

印紙税に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十七年三月七日

櫻井 充

参議院議長 扇 千景殿

印紙税に関する質問主意書

印紙税は、課税・非課税の別が明確でないだけではなく、納める際の様々な不公平感があることから、納税現場に混乱をもたらしている。国は、

「公平」「中立」「簡素」という税制の基本原則にのつて、納税者が混乱せず納得して納税できる制度にするよう努力する責任がある。

そこで、以下質問する。

一 印紙税の課税額は、文書の種類と契約額によって異なるが、文書の種類ごとに課税率が変わるものであつても、文書の種類によつて異なる。さらに、そもそもなぜそのような基準になつたのか、疑問を禁じえない。

1 同じ契約金額であつても、文書の種類により印紙税額が異なる。例えば、契約金額五千万円の場合、不動産売買契約書など第一号文書であれば印紙税額は四百円であるが、工事請負契約書など第二号文書であれば印紙税額は二百円となつていて。このように印紙税額を変えていたのはなぜか。また、印紙税額を現行のように決定した際の基準はあるのか。

2 第十七号文書のうち、「売上代金の領収書」においては、三万円未満を非課税としているが、なぜ「三万円」という金額で区切つているのか。どのような経緯及び理由でこの金額が決定したのか。また、今もなお妥当であると考えているのか。

三 同じ金額の文書を作成した場合に、大企業と中小企業とが印紙税を同様に負担している現状は、中小企業に不利なのではないか。また、中小企业に対し印紙税負担を軽減する措置を導入することも必要と考えるが、いかがか。

三 税理士、弁護士、医師等の行為に関して作成される受取書は、営業に関しないものとして印紙税が課せられていない。取引に伴い作成される文書であるにもかかわらず課税されていないことは公平とは言い難いが、政府の見解を示されたい。

四 名刺の裏や請求書に「仮領収書」と書いて交付し、後に本領収書を交付するケースがある。その場合、その都度印紙の貼付が必要となるが、仮領収書に本領収書と差し替える旨を明記しても、印紙を貼り付けなければならないのか。負担軽減の観点から、このような場合に領収行為が一体であることを重視して印紙税の課税をどちらか一方に限るようにすべきではないか。

五 電子商取引でもインターネット上で契約書などを交わされることがあるが、添付ファイルなどの形で交わされる電子文書については印紙税の課税対象外となつていて。同じ契約書などであるにもかかわらず、文書が電子文書かで印紙税の課税・非課税を判断することは不公平極まりなく、税の基本原則に反していると言わざるを得ない。電子商取引によって発生する電子文書による契約書などの捕捉が技術的に困難なあれば、税の基本原則に合うように、印紙税の見解を示されたい。

六 国や郵便局、印紙売りさばき所等で印紙を販

売する際、その売上は非課税売上として扱われている。

また、三万円以上の印紙を販売しても受領書に印紙は必要ない。一方、民間事業者の契約時等においては、相手先には印紙の持ち合わせがなく、自分が所持している印紙を売り渡すような場面がよくあるが、民間事業者が所持している印紙を他者へ売り渡した際は、課税売上として扱われるだけでなく、三万円以上の印紙を販売すると受領書に印紙税が課税される。

これでは、民間事業者に不当な損失を発生させるだけでなく、経済取引の利便性を損ねていると考えられる。よって、たとえ民間事業者であっても、印紙を販売した際には非課税となるよう措置すべきであると考えるが、政府の見解を示されたい。

七 石油やガス、酒などのように、流通段階で課税されるものについて印紙税を課税すること

は、消費税のこととも考えれば、三重課税などしているのではないか。このようなことが許されるのか。

八 印紙税の課税判断や還付手続の際必要な文書等について税務署に問い合わせた際、全く同じ事例でも、税務署あるいは担当者によって判断が異なるという看過できない問題がある。このような現状を、政府は認識しているか。また、このような問題が生じる原因は何であると考えているか。さらに、政府は現場で一貫性のある判断がなされるよう対策を講じるべきであると

考えるが、政府の見解を示されたい。

九 印紙をもつて租税及び国の歳入金を納付するときは、収入印紙を用いる原則である。その一方で、特許印紙、登記印紙、雇用保険印紙、健康保険印紙など、国の歳入金であるにもかかわらず異なる印紙を用いるものも多い。現在は貼付された印紙の区別により納付金の収納先会計が区別されているが、それを明らかにする手段を別途講じた上で、納税者の利便性を重視して

一種類にまとめるべきではないか。

十 明治維新の頃における我が国の租税は地租に偏重していたために、商工業を軽く、農業に重く課せられることになり、商、工、農間における租税負担の権衡が失われていた。そこで、この是正を図るために、地租の改正に着手するとともに、商工業に重課されることとなる租税として導入されたのが、我が国における印紙税の起源であると承知している。しかし、現在の租税負担は農業より商工業に重くのしかかっており、導入当初の印紙税の役割は既に果たし終えたと考えられるが、政府の見解を示されたい。

十一 以上の質問で述べたように、印紙税をめぐる問題は山積している。このような印紙税は、果たして税制の基本原則に則していると言えるのか。また、印紙税の廃止を検討すべきと考

平成十七年三月十五日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員 櫻井充君提出印紙税に関する質問に對し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員 櫻井充君提出印紙税に関する質問に対する答弁書
一の1について
印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）では、税率についていわゆる定額税率及び階級定額税率の二種類を採用しており、その具体的の率については、二十に分類されて掲名された課税文書ごとにそれぞれ定めている。これは、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める印紙税の性格を踏まえ、課税文書ごとにその文書の作成の基因となる経済取引の内容やその文書の作成実態等が異なる点を考慮していることによる。また、現行の印紙税の税率については、財政状況や経済情勢の推移等を踏まえ定めてきたところである。

一の2について

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的効益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求めるものであることから、同一の課税文書について作成者の資本金の大きさなどによって印紙税の税負担を異にすることは印紙税の性格になじまないと考えており、中小企業であることをもつて印紙税を軽減する措置を講ずることは考えていない。

なお、一の2について述べたように、金額が一定の金額（現行三万円。以下「免税点」と

いう。）に満たないものは非課税とされているが、これは、金銭等の受取書は課税文書の中でも作成数が多いことから納税事務を簡素化することのほか、少額の金銭等の受取書を作成することで講じられたものであり、現行の免税点は、昭和四十九年に、税率の引上げ及び金銭等の受取書について定額税率を階級定額税率とする改正が行われたことに併せ、中小企業の負担の大幅な上昇を緩和する観点から、従来の一円を三倍の三万円に引き上げたものである。その結果、昭和四十九年当時、作成される金銭等の受取書の九割程度が非課税になっていたが、近時の調査でも同程度の割合の金銭等の受取書が非課税になつており、依然この免税点の水準は妥当なものであると考えている。

等の受取書については、中小企業の取引実務にも配慮して免税点を設けているところである。

三について

印紙税法では、どの文書を課税文書とするかはその文書の作成の基団となる経済取引の内容やその文書の作成実態等を考慮して定めており、金銭等の受取書については、営業に関するものを課税対象としている。他方、税理士、弁護士、医師等の業務には高度な公共性が期待されており、営利を目的とした商行為とは異なる。そこで、これらの者が本来の業務に基づき作成する金銭等の受取書は営業に関ないものとして取り扱っており、その結果、これらの金銭等の受取書に係る印紙税は非課税とされているものである。なお、今後、これらの者の業務についてその社会的、経済的位置付けが変化するなど事情の変化があれば、必要に応じてその課税の在り方について検討してまいりたい。

四について

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化され、法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税であり、文書と同等程度に法律関係の安定化に寄与し得る文書に軽度の負担を求める文書課税であることから、一の取引について複数の文書を作成した場合にはそれぞれ課税されることとなる。御指摘のような場合、「仮領收書」であつても、金銭等の受取の事実を証明する効力を有し、「仮

領收書」と「本領收書」のそれぞれの文書が取引に係る法律関係の安定化に寄与するものであると考えられることから、それぞれの文書について課税することは文書課税である印紙税の趣旨に合致するものであり、御指摘のような軽減措置を講ずることは考えていない。

五について

印紙の譲渡に係る消費税については、印紙が事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、文書課税である印紙税においては、電磁的記録により作成されたものについて課税されることは、御指摘のとおりである。

しかし、印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化され、法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税であり、文書と同等程度に法律関係の安定化に寄与し得る文書に軽度の負担を求める文書課税であることとともに職員に対して各種税法研修等を継続的に実施し、職員の専門能力等の向上に努めているところであり、印紙税についても、印紙税の適用に関する通達を発し、必要な専門知識の習得のため各種研修等を実施し、その取扱いの統一に努めているところである。

なお、同通達を公表するほか、課税の対象となる文書の判定や各種手続の内容等について、「印紙税の手引」や質疑応答事例等を国税庁ホームページに掲載するとともに、税務署等が主催する各種説明会の機会をとらえて印紙税の取扱いについて説明するなど、広報、相談及び指導にも努めているところである。

六について

印紙の譲渡に係る消費税については、印紙がその収集を目的として譲渡される場合等においては課税することが適当であるが、譲渡の目的を客観的に把握することは困難である。そこで、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律（昭和二十三年法律第百四十二号）において、印紙は、郵便局、印紙売りさばき所等の一定の場所において売り渡すとされていることを踏まえ、当該一定の場所において印紙が譲渡される場合に限つて非課税としているところである。

また、国、地方公共団体及び印紙税法別表第二に掲げる法人が作成する文書に係る印紙税については、その作成者の性格にかんがみ非課税としているが、一般の民間事業者が印紙を譲渡して免税点以上の金額の金銭を受け取り金銭等の受取書を作成する場合については、営業に関して免税点以上の金額の金銭を受け取つたことについて金銭等の受取書を作成している以上、印紙税を課税することが適當である。

したがつて、御指摘の印紙を販売した際の取扱いについては、現在の非課税範囲を拡大する改正を行うことは考えていない。

七について

消費一般に負担を求める消費税及び特殊な好品としての性格や受益と負担との関係等に着目して負担を求める酒や石油等に対する個別間接税と、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法の普及状況やその技術の進展状況等を注視するとともに、課税の適正化及び公平化を図る観点等から何らかの対応が必要かどうか、文書課税たる印紙税の性格を踏まえつつ、必要に応じて検討してまいりたい。

八について

印紙の譲渡に係る消費税については、印紙が御指摘のようないよう、国税庁においては、全国を通して税務行政を統一的に執行していくため、税法の適用に関する通達を発するとともに職員に対して各種税法研修等を継続的に実施し、職員の専門能力等の向上に努めているところであり、印紙税についても、印紙税の適用に関する通達を発し、必要な専門知識の習得のため各種研修等を実施し、その取扱いの統一に努めているところである。

なお、同通達を公表するほか、課税の対象となる文書の判定や各種手続の内容等について、「印紙税の手引」や質疑応答事例等を国税庁ホームページに掲載するとともに、税務署等が主催する各種説明会の機会をとらえて印紙税の取扱いについて説明するなど、広報、相談及び指導にも努めているところである。

九について

国の歳入金で、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十三条の規定により設置された各特別会計に係るものと印紙で納付する場合においては、当該印紙により納付される歳入金が、どの特別会計の歳入であるかを明らかにする必要があることから、特許印紙、登記印紙、雇用保険印紙、健康保険印紙等を用いているものである。

国の収入としては、その印紙を売りさばいた際に現金の領収が実現していることから、その領収した金額をもつて一般会計又は各特別会計の歳入に計上しているところであり、印紙を一種類として国の歳入金を収納することは、当該歳入金が一般会計又は各特別会計のいずれに帰属するのか不明となることから適当でないと考えている。

十について

我が国における印紙税は、明治六年に制定された受取諸証文印紙貼用心得方規則(明治六年太政官布告第五十六号)に起源があり、当時、地租改正に関連する税制の整備の一環として、数多くの税とともに、御指摘のような考え方も踏まえつつ我が国の財政に寄与するために導入されたものであると承知している。

この受取諸証文印紙貼用心得方規則は翌明治七年に廃止されて証券印税規則(明治七年太政官布告第八十一号)が制定され、明治三十二年

にこれが廃止され、印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)が制定され、昭和四十二年にこの印紙税法を全面的に見直し全部改正を行つて現行の印紙税法に至つてあるが、このような印紙税に関する法の改廃等は、社会経済情勢の変化や財政状況等を踏まえ、その時々の税体系及び税収面で印紙税の果たすべき役割について国会での審議等を経て行われてきているところである。こうした変遷を経て、現行の印紙税法の目的は薄れてきたが、他方で、複雑化する法律関係の中で文書作成により法律関係の安定化を図ることは依然として広く行われており、そぞうした文書に軽度の負担を求めることがあります、なお妥当性は存在すると考えている。また、印紙税は、長い歴史の中で我が国の経済取引の中で定着してきており、我が国の税体系及び税収面で基幹税目を補完する重要な役割を果たしている。

十一について

印紙税は、経済取引に伴い作成される文書の背後には経済的利益があると推定されること及び文書を作成することによって取引事実が明確化し法律関係が安定化することに着目して広範な文書に軽度の負担を求める文書課税であり、いわゆる流通税の一つとして、現在においても、我が国の税体系及び税収面において基幹税

目を補完する重要な役割を果たしていると考えている。お尋ねの税制の基本原則との関係について特段の問題があるとは考えておらず、また、税収は、平成十七年度予算で約五千億円となつており、現下の極めて厳しい財政状況において貴重な財源となつていてことから、印紙税を廃止することは考えていない。

なお、印紙税も含め、税制は社会経済情勢の変化や財政状況等を踏まえ不斷の見直しを行つていくべきものであると考えている。

官 報 (号 外)

明治二十五年三月三十一日

平成十七年三月十八日 参議院会議録第八号

発行所
二 東京都港区虎ノ門二丁目
三 独立行政法人国際印刷局
四 〒105-8445